

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日

平成 3 0 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

平成 3 0 年 第 4 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 0 年 1 2 月 1 2 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 5 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

1 番	吉 田 哲 也	2 番	藤 井 清 隆
3 番	村 山 一 彦	4 番	井 上 武 津 男
5 番	岡 田 泰 正	6 番	岡 本 正 意
7 番	畑 武 志	8 番	竹 内 き み 代
9 番	小 西 啓	1 0 番	岡 田 勇

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
地方創生担当課長	草水清美
地域力推進課長	犬石剛史
人権啓発課長	井上順三
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 藤井清隆 3番 村山一彦

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第48号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（岡田 勇君）

それでは、ただいまから、平成 3 0 年和東町議会第 4 回定例会を開会いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

皆さん、おはようございます。

平成 3 0 年第 4 回和東町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さんには全員お集まりいただきましてありがとうございます。

また、平素は和東町の行政に何かとご指導、またご協力いただいておりますことをこの場をかりまして厚く御礼申し上げたいと思います。

今回の議会には本年度の補正予算等を中心に提案させていただいております。どうか慎重なご審議をいただきまして、全議案とも原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、2 番、藤井清隆議員、3 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 1 2 月 2 1 日までの 1 0 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から12月21日までの10日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、平成30年度第6回、第7回の出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてごらんください。

次に、12月7日付で、和東町商工会会長井上勝司氏から、商工会に対する財政援助の強化について、小規模企業振興基本法制定を踏まえた商工会への支援及び財政援助の強化について、以上2件の要望書が出されております。

また、会議規則第127条の規定により実施いたしました議員派遣については、お手元に配付しております一覧表のとおりでございますので、ごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、竹内きみ代議員。

○総務厚生常任委員長（竹内きみ代君）

おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会は、11月30日に町長、副町長、関係課長ほか職員の出席を求め、平成30度の事業の進捗状況を中心に事務調査を行いました。

初めに堀町長から、補助金行政から交付金行政に変わってきており、まちづくりも交付金を受けなければ大きく差が出てくる。まちづくりが進まない状況になる。幸い和東町はまちづくりの方向性も示し、交付金をうまく活用し、まちづくりを進めている。これからも交付金を活用した中で攻めのまちづくりに取り組んでいきたい。また、

11月に開催した茶源郷まつりは、行政だけではなく住民の皆さん挙げての象徴的なまちづくりである。これからも地域ぐるみ、住民ぐるみでまちづくりを進めていきたいと挨拶されました。

次に、平成30年度予算の進捗状況の説明があり、繰越事業を含む一般会計の予算執行状況では、34億6,409万円の予算現額に対し20億6,281万円の収入で、収納率が60%、歳出累計額は14億7,089万円で、執行率は42%となりました。

主な科別の事業進捗状況を見ますと、総務課からは、11月の茶源郷まつりでは2日間で延べ1万2,000人の方に来ていただいた、本年6月から新たに開始したふるさと納税のクレジット決済の額は14万5,000円であった、大学生等奨学金給付金事業の9月から10月までの2次募集に高校生4人が申請され、一時募集と合わせ合計8人の申請があった、地域で支える公共システム事業として、東部3町村を結ぶ広域バスに木屋から加茂駅、南山城村月ヶ瀬口駅に21人の方が利用された、運転免許証自主返納支援事業では12人の方から運転免許証の返納があった、町営バス木屋線運休に伴うタクシー運行业務に4月から10月まで延べ39人が利用された、また、コミュニティ振興補助事業として、白栖区公民館空調整備更新助成と撰原区公民館擁壁補強改修事業助成について交付決定があり、現在、事務を進めている、災害時におけるトイレ機能を確保するため、避難所である和東小学校にマンホールトイレを設置するに当たり、設計業務の委託について11月に入札を行った。

地域力推進課では、移住者の増加を図るため、空き家改修の補助金を活用し、湯船地域にお試し住宅ビレッジハウスを完成させ、現在、利用者を募集している、スマートワーク・イン・レジデンス事業として、サテライトオフィスの活用で4月から11月末まで46日稼働している、また、活性化センターに委託している教育観光事業は、10月30日から11月2日まで、埼玉県の高中生297名の農泊を受け入れた。30年度は全体で1,371名を受け入れる予定である、運動公園から石寺の景観資産

までの主な電柱に観光客を誘導するための看板を設置した、また、地方創生推進交付金事業として和東荘を活用し、茶畑景観の散策を取り入れたツアーの実施や和東茶の搬路拡大への助成、マウンテンバイクに係るイベントや商品開発など、さまざまな事業が実施されている。

税住民課、福祉課では、一般会計、国民健康保険・介護保険特別会計ともに例年どおりの進捗状況であり、国民健康保険の人間ドックに140名の申し込みがあった。特定健診・個別健診では、11月16日現在で332名が受診されたとのことでした。

これら説明に対して各委員からは、観光客誘導用に白栖・石寺地内に看板を設置されたが、今後、他の地域でも設置されるものか、観光バスの府道での停車の問題、また、相楽東部塵芥処理組合焼却場の今後の方向性は、また、先日、新聞で取り上げられた自衛隊の個人情報提供の問題や防災行政無線の活用について、ことしの茶源郷まつりでの会場の備品設置の状況や予算配分は、木造住宅耐震改修事業の推進の仕方や現状は、また、地域おこし協力隊の任期が来年3月で切れるが、継続していただけるのか、今後の見通しはどうか、来年10月から保育料無償化と閣議決定されているが、現在の動きは、全国的に風疹がはやっている。ワクチン補助の現状は、障がい者へのヘルプマークメリットがたくさんあるので、もっと広く啓発・周知すべきである、また、高齢者が年々ふえてくる中で、運転免許証自主返納者へのさらなる支援策は検討されているのか、相楽東部未来づくりセンターで検討されているシルバー人材センターの進捗状況などについてたくさんの意見、質疑が行われ、担当課長等からそれぞれ答弁を求めました。

また、そのほかとして、平成27年度に和東町景観計画が策定され、その計画をもとに景観条例制定に向け検討委員会が開催され、協議されました。今回、この条例案の目的や基本方針、町や町民、事業者の責務、景観重点地区など、概要について説明されました。

委員は、耕作放棄地対策などの規定は、景観維持の支援策や景観条例等開発規制の

関係は、条例制定については、まちづくりや定住も合わせた中で慎重に進めてほしいとの意見も出されました。

今後、12月中旬から1月中にパブリックコメントを実施し、広く意見をいただき、来年3月定例会で条例案を提案する予定であると報告されました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうからは、12月3日に開催いたしました産業常任委員会の報告を行います。

初めに、堀町長から、まちづくりの一環として、生業景観に力点を置いた景観条例の制定を予定している。農業振興をどう図っていくのか、お茶のまち基幹産業を強く進めていく根拠になり、アピールしていきたいと挨拶がありました。

その後、本年度の予算執行状況、農村振興課・建設事業課所管事務の進捗状況について報告がありました。

農村振興課からは、運動公園駐車場等周辺整備で昨年度からの繰越事業分は既に9月30日で完成している、本年度予算分の3,600万円については、現在、工事発注に向け事務を進めている、活性化センターに依頼している和束茶を生かした新産業創出事業としてハーブや野菜の栽培、鉄・ミネラルを使い農作物を育てる研究をされている、グリーンティ和束改修事業については、現在、工事を進めている。工期は3月15日までとなっている、豊かな森を育てる府民税交付金事業では、町有林間伐事業として、原山の町有林の間伐や林道の危険木の伐採、倒木の撤去を委託している、繰越事業である野生鳥獣被害総合対策事業について、野生鳥獣個体数調査業務委託して檻の設置と発信器の2台を購入した、またお茶の駅構想プロジェクト事業については、

現在のところまだ執行していないが、今後、パンフレットの作成や雇用促進の助成、新商品の開発や販売拡大の助成などを執行する予定である。

建設事業課からは、白栖地内の地籍調査として、12月から3月にかけて調査業務に入る、橋りょう長寿命化修繕事業では、石寺地内の三つの橋の調査を行う、町道拡幅改良事業では、現在、町道山口線の工事を進めている、河川改修事業では、原山地内の河川改修測量設計委託について入札も終わり、調査に入る予定である、災害復旧事業については、一部工事も進めているが、12月補正予算で災害査定の結果をもとに予算を組み替え、12月末から1月にかけて工事発注の予定をしている、災害復旧事業の昨年度からの繰越分については既に全て工事発注しており、12月末をめぐり完了予定であると報告がありました。

以上の報告を受けて、各委員からは、和東中学校下の水道管修繕時の道路の舗装について、長い期間放置してあった、また、京都府の管理になるが、府道木津信楽線の道路のセンターラインが見えにくくなっていた。最近塗りかえられたが、事故が起こってからでは遅い。もっと早い対応が必要である、茶業振興大会関係表彰式の開催について、出席者が非常に少ない。実施要領等の見直しの必要があるのではないかと提案された。また、南地内の農地に置かれているコンクリート破片の処分の件について、先日、手揉保存会が全国大会で優勝された。文化を守っていくために保存会への助成や補助の方向は、プレミアム商品券の販売方法や有効に使われているのか、他町村の例も参考に、分割して販売する方法はどうかなど意見や質疑が出されました。そのほか、湯船駐在所の移転にかかわる町有地の貸し付けについて、今後、条例制定を予定している和東町景観条例（中間案）の概要についてそれぞれ担当課長から説明がありました。

また、午後からは、原山地内の町道山口線の工事現場の現場調査を実施し、今後の工事内容・進捗等について説明を受けました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

相楽中部消防組合議会、井上武津男議員。

○相楽中部消防組合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、相楽中部消防組合議会報告を行います。

平成30年度第2回相楽中部消防組合議会定例会が11月19日午前10時から消防本部庁舎で開催されました。

初めに、河井管理者から、本部庁舎建設候補地の選定について、木津川市城山台9丁目1番地の一部を候補地の最適地といたしました。また、奈良市北消防署等消防本部のはしごつき消防自動車を共同整備すること、平成29年度決算の審査を武田代表監査委員及び廣尾監査委員により実施、さらに、職員の採用については、職員採用計画に基づき順次採用予定であり、また、昨年から今年にかけての地震及び豪雨に対する哀悼の意、災害状況並びに減災防災への取り組みについての報告がありました。

認定第1号 平成29年度相楽中部消防組合一般会計歳入歳出決算認定は、全員賛成で可決、議案第6号 平成30年相楽中部消防組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の補正で全員賛成で可決、議案第7号 京都府市町村職員退職手当組合規約一部改正の件は、全員一致で賛成可決となり、この日の全ての日程を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、山城病院組合議会、畑 武志議員。

○山城病院組合議会（畑 武志君）

改めまして、皆さん、おはようございます。

山城国民健康保険病院組合議会報告を行います。

平成30年第2回国民健康保険山城病院組合議会は、11月8日午前9時30分よ

り山城総合医療センター会議室で行われました。

最初に、河井管理者より、平成30年2月8日の第1回定例会後の病院組合の動きについて報告、また本定例会の提出議案等について説明がありました。

諸般の報告では、4月1日から自宅から病院へ移動手段の確保が困難な妊婦さんに対し、陣痛時に迅速に安心して来院できるようこのとりタクシーの運用を開始、6月1日から尿路結石症の治療の充実のために体外式衝撃波結石破砕用装置を更新、救急業務については、8月1日から救急担当医を新たに1名配置し救急医療体制を強化、10月1日からコンビニ「グリーンリーブスモール」をオープン、入院にも必要な衛生材料や雑貨の販売を初め銀行ATMの設置、公共料金支払いなど、これまで以上のサービスを提供されるようになりました。

10月11日、12日の2日間をかけては、第三者評価機関である日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審。この結果を生かし、病院機能の一層の充実や医療の質の向上を図る。

今後とも地域医療支援病院の役割を推し進め、医師会、各行政関係機関、福祉施設等の関連機関としっかりと連携し、地域とともに歩む医療機関として、地域の皆さんによりよい医療を提供できるよう努めると報告されました。

その後、次に、日程4では一般質問に入り、木津川市の炭本範子委員から、人間ドックの受診状況について及び福祉避難所指定について、また、同じく、木津川市の西山議員からは、老健やましろの役割について及び看護師の待遇改善等についての質問がありました。

日程第5では、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてが議題とされ、本年度の診療報酬改定に伴う山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部改正について、4月1日から施行するために専決処分をされたもので、全員賛成で承認されました。

日程第6、承認第2号では専決処分の承認を求めることについて、本年度の介護報

酬改定に伴う介護老人保健施設やましろ使用料・手数料等徴収条例の一部改正について、4月1日から施行するために専決処分を行ったもので、全員で承認されました。

日程第7、同意第1号では、公平委員の選任についてが議題とされ、現在、公平委員・福井康裕氏の任期が満了となることから、再任についての同意を求めるもので、全員賛成で選任されました。

日程第8、認定第1号 平成29年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計決算認定についてでございます。

救急車受容率向上の取り組み等により事業収益は前年度を上回ったものの、給与費が増加したことなどから、結果的に支出を上回る収益確保には至らず、約9,400万円の支出超過となった。しかしながら、損失額については、前年度比で約2,900万円改善されました。採決の結果、全員賛成で認定されました。

日程第4、認定第2号 平成29年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計決算認定についてで、開設以来、最高の入所者数を確保したことなどの要因から、約320万円の純利益を計上し、昨年度に引き続き黒字決算となった。採決の結果、全員で認定されました。

日程第10、第7号議案では、山城総合医療センター使用料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

稼働率向上を目的とした特別室の使用料引き下げのために行い、使用料徴収等条例の一部を改正するものが行われました。全員賛成で可決されました。

日程第11、第8号議案では、国民健康保険山城病院組合組織条例等の一部を改正する条例についてで、患者さんがよりわかりやすくするために、神経内科から脳神経内科に変更することから組織条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決されました。

日程第12、第9号議案では、平成30年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございます。療養収益及び療養費用を

それぞれ438万円の増額補正で、全員賛成で可決されました。

全委員賛成により可決・承認されました。

以上で報告を終わります。

○議長（岡田 勇君）

続きまして、相楽郡広域事務組合議会報告について、私、岡田勇が議長席より報告いたします。

平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会報告。

平成30年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会が11月19日に大谷処理場会議室において開催されましたので、報告します。

初めに、木村代表理事から、組合の取り組み等について報告がありました。

最初に、し尿処理業務では、大谷処理場運転維持管理業務は、平成17年度より、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえた措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます「京都南部環境事業協同組合」に委託して業務を遂行している。放流水質は法令の基準を満たしており、安定した運転がなされているとともに、本年度計画している修繕工事も全て完了した。

また、平成31年度からの大谷処理場基幹的設備改良事業に向けて、本年度は、し尿処理施設整備工事の請負業者の選定に当たり、公募型指名競争入札の発注方式で行い、公正かつ厳正な工事契約の締結に向けて取り組んでいる。今後、平成31年3月までに入札参加業者の選定をしていく予定である。

次に、相楽消費生活センターでの平成30年度上半期の相談件数は279件で、1日平均で2.3件、前年度比で17件、6.5%の増となっている。今年度から学校教育における消費者教育の推進や高齢者等への啓発等を図るため、教育・啓発担当の相談員を1名雇用し、消費者教育及び啓発事業を推進している。

その他、相楽休日応急診療所では、平成30年度上半期の受診者数は304人で、

1日平均で8.7人、前年度比で7件、2.3%の減少となったことなど報告されました。

次に、本定例会において同意第1号・2号として、相楽郡広域事務組合公平委員会委員に和東町の森脇美隆氏と木津川市の藤木美能里氏が選任され同意されました。

続いて、認定第1号 平成29年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額3億4,614万2,565円、歳出総額3億4,443万6,137円で、採決の結果、賛成者全員で認定されました。

その他認定第2号 平成29年度相楽郡地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第6号 相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例の制定について、議案第7号 平成30年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）、議案第8号 京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について、採決の結果、いずれも賛成者全員で認定・可決されました。

以上、報告といたします。

以上で報告を終わります。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。

再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

答弁は簡潔明瞭に願います。

初めに、竹内きみ代議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目は、新年度予算と我が町の取り組みについてでございます。

本年は、1月には「高級ホテル星野リゾートと協定書を結ぶ」といううれしいニュースからスタートし、施政方針にありましたとおり、少子化対策として、これまでの15歳までの医療費の無料化を18歳までに拡充するとともに、子育て世帯の負担軽減を図るために、小・中学校の給食費並びに修学旅行費用の無料化が開始されました。

また、移住・定住対策として、空き家改修助成事業の拡充や空家バンクを開設され、相談窓口は、地域力推進課に設置することにより一定の整備を進められました。

また、交流人口の拡大に向けては、他市町村との広域連携を深め、茶畑景観を活用した観光振興に取り組み、住民の皆様のご協力を得ながら、修学旅行生の受け入れやインバウンド観光を推進するとともに茶源郷和東の魅力を発信し、それがメディアで取り上げられ、観光入込客数の対前年度伸び率では、府内第2位との結果に結びついたものと思っております。

一方、本町の人口は、統計によると昭和30年を頂点として減少に転じ、今や4,000人を割って、12月1日現在で3,969人となっております。高齢者人口も44.4%であり、もう少し進むと2人に1人が65歳以上となり、地域によってはもう既に57%を超えているところもございます。また、若い人が少なくなり、出生については昨年が12人です。この5年間を見ても、平均14人しか生まれていません。少子化の進行により、急速な地域力の低下が懸念されているところでございます。人口もこのままいけば、いずれ3,000人を割っていくとの予想であり、本町にとって人口減少問題は最重要課題であると考えます。

そこで、1点目は、平成31年度は第4次総合計画を着実に進め、次への第5次総合計画につないでいくための大事な年であり、残す2年のスタートになります。31年度の予算編成を進める中で最優先施策は何であるのか、町長はどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いします。

2点目は、若者の定住施策についてでございます。

これまでの家族形成は、長男は当たり前のように親と同居し、二男、三男も同じ地

域内や近くの地域に隠居することが多かったのですが、今では核家族化が進み、子育てや親の介護など、支え合うことで解決していたことを行政が担っている時代背景があります。

本来ならば自助、共助、公助の順で解決しなくてはならないことが、0歳から保育園、年老いたら施設へと公助に頼るという意識が先行し、その結果、最近では、生まれ育った家を離れて都会に住むことが進み、地方は過疎化し、地域社会の後継者や担い手がいなくなり、数十年後には消滅する自治体があるとの指摘もされているところであります。

そこで、国では、三世代同居に係る税制上の軽減措置により、三世代同居が促進され始めています。本町でも三世代同居に対する施策を検討すべきと考えます。町長の見解を伺います。

3点目は、三世代同居を広く支援するためには、その家族が同居、または近居に踏み切っていただくことが可能となる魅力ある方策が非常に重要であると考えます。その魅力ある方策についての提案1といたしまして、住宅に対する補助制度であります。

新築やリフォームに対する補助金制度は、国や府の施策との整合性も考慮する必要がありますが、何らかの支援の仕組みがあれば移住しやすくなるのではないかと思います。

平成28年4月から毎年公表されている国土交通省の長期優良住宅リフォーム推進事業の中にも、三世代同居改修工事費についての補助制度が設定されています。

提案第2としまして、税制面で何らかの優遇措置を講ずれば、そこへ住もうという気持ちが高まるように思います。三世代が同居・近居することによって地域が活性化すれば、結果的には、より多くのものを得ることができると考えられます。

他の自治体では三世代同居の支援策として、新築住宅に対する減額措置として、3年間、全額固定資産税の減免をするという事例もございます。全国的にも少子高齢化と人口減少の傾向が進む中、新しい形の定住促進策に取り組む自治体がふえてきてお

います。本町でも定住対策になり得ると考え、提案いたします。町長のお考えを伺います。

4点目は、子育てに優しいまちをもっと掲げてはと提案するものです。

今、全国の自治体を見ますと、若者の定住対策とともに、子育て世代に選ばれるためには、まず健全な財政であること、次に良質な住環境であること、最後に子育て・教育環境の充実が条件であると聞いております。この3点を実現されている自治体では30代の人口が急増したとお聞きしております。子育て世代に選ばれるまちを目指して、特色のあるまちづくりに取り組んでいただきたい。

また、本町では、他の自治体にはない独自の子育て支援も実施していただいているところでもあります。そこでお伺いしますが、実現している施策を、もっとPRしていただき「子育てにやさしいまち」を人口対策の一つとして取り組みをするべきです。その考え方についてお伺いします。

2問目、食育、地産地消の推進について質問します。

食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることとあります。また、食育は赤ちゃんからお年寄りまで、例外なく全ての人がかかわる生活の基本であります。そこで「食」に関する知識と選ぶ力を身につけ、国民が健全な食生活を送ることを目指して平成17年に食育基本法が成立されました。同法では、食育の推進に当たっての目標値が明確化されるとともに、その取り組みを達成すべき数値目標を示しております。

また、国、地方公共団体、教育関係者や農林漁業者、食品関連事業者、国民など、まさに全国民がそれぞれの立場で食育の推進に寄与するよう、責務が述べられています。そこで1点目は、本町では平成24年に「和東町地産地消推進計画」が策定され、この計画策定を契機に、地産地消・食育について「さらなる推進を図っていく」とし、地産地消をテーマとした食育活動など、多岐にわたった推進計画が示されました。計

画策定から6年を迎え、食育・地産地消の推進状況はどうか、その検討や評価などについて見解を伺います。

2点目に、乳幼児や保護者に対する食育指導、また保育園での地産地消の活用状況についての現状と今後の目標をお伺いします。

3点目は、学校給食での地産地消の活用状況や今後の目標数値もお聞かせください。

4点目は、直売所と地元農産物の販売や利用促進の状況、そして、今後の目標数値をお聞かせください。

5点目は、教育観光や観光で地元食材を提供されている和東町活性化の取り組みと和東荘での利用促進はどのような状況にあるのかお聞かせください。

6点目は、平成25年に和食がユネスコ世界無形文化遺産に登録されてから、国内外において日本の伝統的な食文化がブームになっております。本町にも郷土料理・伝統料理が多くあるのではないのでしょうか。今こそ、それを発掘し、次世代へ引き継ぐことが大変重要と考えます。町長の所見を伺います。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま竹内議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、新年度予算と我が町の取り組みについてという題でいただきました。

これから平成31年度のこの予算の取り組みに取りかかっていくわけなんです、特に質問でもありましたように、今、まちづくりは第4次総合計画に基づきまして、6の共同プロジェクトをつくり、それに基づいて予算編成をいたしております。

とにかく、あと2年を残すという中では、ご質問をいただきましたように非常に重要な時期で、まずはこれを実現させていく、近づけていくと、こういうことが大事で

あります。特に、そういう方向の中でどういう内容が一番重点か、こういうことではありますが、特に1つの大きな姿勢としては、国の施策を積極的に受け入れていくと、こういうことも大事であります。

ご案内のとおり、委員会のご報告にもしていただきましたように、やはり補助金行政から交付金行政と変わっております。今、国のほうでは、1億総活躍社会を目指して地方創生に取り組んでいく、こういうことを国の方向で掲げておられます。そういうことから、これを取り入れて、先ほど言われたように、和東町の魅力の感じるまちづくりをどう進めていくべきかと、ここが大事なところだと思います。個々にはいろいろご質問の中にも紹介をしていただいていたわけなんですけど、そういったことを柔軟に取り入れて、和東町で積極的に取り組んでいきたいと思っております。

それと、もう1つは、この辺のところをやはり入れて、和東町では大事な農村空間を生かして、こういう中で一番大事なのは生きがい、全部が現役である、生きがいを持って暮らせる社会づくりというのも大事だろうと思っております。

そういうことを中心にいろんな施策、先ほど農泊のご説明をいただきました。特に、農泊についてはこのほど農水省の認定を受けてですね、ここの細かい施策も受けられる可能性があります。こうしたことを積極的に取り入れてやっていくというのも大事だろうと思っております。そんなことで、こうした内容については、1つは、当面はそういう方向を目指していきたいと。

それと、もう1つは、ご案内のとおり、来年31年度から、いつも和東町の大きな課題でありました犬打峠のトンネル化というのがいよいよ着工されるだろうというように思っております。そういうことを見据えたまちづくりをやっていかなきゃならん、そういうことが大事になってくるのかなと、このように思っております。そういう中で、若者の定住政策として3世代と、こういう話を出していただきました。これは非常に大事なことであると思っております。

その前に、やはり若者の定住ということを考えていかなければならないと思っております。

これはいつも取り組んで、ことしも取り組んで、これまでから取り組んでおるんですが、行政だけではなかなか成り立つものではありませんし、難しい問題であります。これこそ住民の皆さんと協働して取り組まなきゃならないというふうに考えております。

そこで、和東町の総合計画にもうたっておりますが、交流人口というのが1つの大きな目標としてうたっておりますが、それとあわせて関係人口というのも頭に入れながら現在進んでいる。そういうことで、和東町のこの地域が若者の活躍でき得る舞台としてなり得るか、そういう舞台づくりを考えながら進めてまいりたいと、こういうことがこれまでの行政のいろんな考え方であったわけですので、これも引き続き、若者が活躍しやすいようなまちづくりをしてまいりたいと思います。それを支援していけたらなど、このように思っているところであります。

その一環として3世代同居、これについては先ほど私、申し上げましたように、和東町全域が生きがいを持って暮らせる社会、これは例を申し上げて言うならば、ご質問で農泊の紹介をいただきました農水省の問題も、今、紹介させていただきました。そこで、先ほども30人の方を受け入れさせていただいたときにですね、この日曜でしたけども、離村式に出席させていただき、そのときには70代後半の夫婦の方が受け入れていただいております。これについては非常にすばらしいことだということで本当に感激されて、いろいろとお話をいただき、非常に心に残っております。これを今度こういう方たちに私たちのつくっている野菜とかいろんなものを提供できたらいいな、これから野菜づくりも頑張っていきたいと、高齢の夫婦の方がそう言われておる姿を見ますと、この地域で循環型、ご質問がありましたように、郷土料理のような研究会もでき上がってくるといいのになというようにそのときに感じました。

一つ、これだというのはなかなか難しいわけなんですけど、そして、3世代一緒にやっていく。この3世代がやっていくためには、子育てというのが一番大事になってくるというのはご案内のとおりであろうというように思っております。そういったもの

を積極的に取り組んできたわけでありますが、そういったものについてもっとPRという話もありましたように、今回こうしてご質問いただいたときに、和東町単費で積極的に支援しているのが15あるわけなんです、この施策はきちっと住民の皆さんにも、内外に発信していくことが大事かなということを感じました。

それと、先ほど3世代の中で定住支援として二つの提案をいただきました。一つは住宅への補助とか取得補助なのかなというふうに思います。こういったこととか、また、税減の補助と二つの提案がありました。特に、あとのほうをさきに申し上げますと、税減についてはですね、新築をした場合、3年間は税法上の半分でしたかね、補助金が3年間に限ってあるわけです。これも免責低減があると思いますけども、そして、いろんな条件があると思いますが、そういうものがあります。そこへ上乗せて町単に残額を2分の1でやられておるところがあったり、全額をやられたところがあったりしております。

また、住宅そのものの取得に対してもいろんな補助とかされているところがあります。担当課で調べてみますと、町村単位で9地域ほどあるわけなんです。いずれにしても、この条件がいろいろあるわけでありまして、それも9地域全部同じ内容ではないんですよ。いろいろ限定されております。そういったこととか、いろんなそういう制度上の問題だとか、もう一つは、国の税法上とどう絡んでいくとか、いろんな問題もありますので、それと、この町村が置かれている財政状況とか、総合的なところを見定めて参考にしながら進めていかないと、まず、和東町に合ってるかどうかというのは非常に私も不安なところがありますので、これをやり過ぎて違うところで減額されるというのも変な話ですから、そういうことのないようにですね、やっぱり和東町の財政状況、そして和東町の背丈に合った考え方になっているかどうかということをもう少し深く検討させていただきたいなと思っております。

方向として定住対策を積極的とっていくというのは私は大事だと思っておりますが、他町村を調べますと全部まちまちの条件のところがありますから、どれが適当になる

のかなというところで、私自身それが決めかねているというような状況であります。これは今後の検討課題ということでご了解いただきたいというように思っております。

先ほどちょっと前後しました、子育てに優しいまち和東町と、当然、これはあります。いろんなご提案をいただきましたように、まず健全な財政があるんだとか、また、環境がすごいとか、それとまた子育てに優しい、これがそろっていかないとなかなかまちづくりの定住は進みませんよという質問の中にもご提案いただきました。特に、この辺は私どもも健全財政に努めながら、環境、農村空間を生かしたまちづくり、いろんなことに取り組んでおります。そして、子育てについても、今ご質問いただきましたように、ことし取り組ませていただきました修学旅行の無償とか、そして給食費の無償というのは近隣では本当に少ない例だと思います。これをもっとアピールしていくことが大事だと。

保育の中でいいますとですね、すぐ保育所に預けられるわけです。待機児童というのが問題になっておりますけれども、もしそういうことになれば、もっと市町村間で連携を深めながら、もっと国のほうにその施策をとってもらいながら、和東町と連携できてやれるようなことをもっとできんですけれども、制度上、国のほうがもっとその辺をいろんな財政上で積極的に支援していくべきだろうと思って、もう少し和東町の果たす役割があるだろうというように思っております。

現在、そして取り組んできているんですけども、なかなかこれがPRできてない。和東町はさきやっていたんだと。よその選挙しているときに中学校の医療費無料化しますというのが公約にやって出ておられるんですが、うちはとっくに高校生までなってるやないかと。

それと、もう一つ、高校生まで無料化と言うておったかて、窓口で300円払わなきゃならん。うちはそれも払わなくてもいいんだと。こういうところを割と知ってらなっていないのが非常に残念だなと。とにかく頑張っておる姿をPRしていきたいと、このように思っておりますので、今回の質問、まことにそういう内容をきっかけに、

さらにこれについてはそういう方向で進めてまいりたいなど、このように思っているところでもあります。

ほかの答えられてないところについては担当課のほうから答弁してもらいますので、よろしく願いいたします。

次に、大きい2でございます。食育、地産地消の推進について答弁をさせていただきます。

食育、地産地消の推進につきましては、竹内議員のご質問にもありましたように、平成24年に京都府山城農業改良普及センター、そして京都山城農業協同組合和東町支店、和東町農業委員会、和東町食生活改善推進協議会、生産代表者、和東町商工会、相楽東部広域連合教育委員会、そして和東町が構成団体となって和東町地産地消推進協議会を設置いたしました。そして、農業や自然を守り、健康的な食生活の普及、食文化を継承すること等の取り組みとして、平成24年から平成28年度まで計画期間として、和東町地産地消推進計画を策定いたしました。構成団体の実務者により計画の取り組みを行ってきました。また、ことしの3月でございますが、平成30年度から次の平成34年度までを計画期間として、第2次和東町地産地消推進計画を策定したところでありまして、現在、この計画に基づいた取り組みを行っていただいております。これにつきましてはの内容等については担当課のほうから答弁なり、また、副町長のほうからも答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、私のほうからですね、特に6、郷土料理を残し、町のブランドとして活躍することが大事ではないかという質問があります。ここへ答弁させていただきたいと思っております。

私、先ほども触れましたように、今の農水省がお茶の京都のエリアを認定したんですが、そのときにやっぱり農泊プラス食文化であるわけですね。その食文化を、その地域の郷土料理をどう提供するかというのが大きな内容になっているわけでありまして。

そういったことで、先ほども言いましたように、この和東町というのはお茶のまちでありますので、近隣の奈良でいきますと、まずお茶会席とかお茶漬けとか、そういう名前がすごく行き渡っているんですが、これは奈良時代まで逆上りますと、この地域も入れて聖武天皇、安積親王があつたり、恭仁京と紫香樂宮がここを通過しておるわけですから、よく奈良茶会席とかよく言われていますが、むしろ和東茶会席でないかということ、今、訴えております。

そして、こういう郷土料理をどう確立するか、また、そのとおりの料理を復元させていくかというのは、これは先ほど質問でもいただきましたように、今回、星野リゾートとか、いろいろ誘致していくときには、こういうものも含めて考えていかなきゃならない。

いわゆる今度の星野リゾートとの話は一旦泊まるということだけやなしに、その食文化をどう味わうか。それと、もう一つは、近隣とのアクティビティアクセシビリティをどうとっていくか、こういうのが大きなテーマになりますので、現在こういったことを提案していこうとして、今、努めているところであります。

その一つが食文化、それが郷土料理。まさにこの郷土料理の掘り起こしをできませんから、でき得ればこういう住民のサークルができてですね、郷土料理研究クラブみたいなのができて一緒に取り組めたら、これは具体策は何も持っておりません。私の今、答弁させていただいている中で思いついた言葉で恐縮ですけども、そういう住民と協働して郷土料理に取りかかっていくというのは私は大事だと思いますので、このご質問をいただいた機会にそういったことを提案、また逆に、住民の皆様とか関係の方に提案していきたいなと思っております。

それと、もう一つここでご紹介させていただきます。

今、地域おこし協力隊というのがいますが、地域おこし協力隊の一人でございますが、その中は料理の一つを何か研究をしていこうと。お茶に絡めて研究していこうということで、今、その事業の一つとして取り組んでいただいていることを報告させて

いただきます。

この質問を機会にですね、そうしてやっていただいていますから、そういうサークルづくりができないかということをおこし協力隊にも一つ課題提供して取り組んでまいりたいと、このように思っているところであります。

私のほうからはここまでの答弁となりますが、質問いただいた内容につきましては副町長のほか担当課長からも答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、竹内議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

それでは、私のほうから、竹内議員の質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

私のほうからは、2点目の食育、地産地消の推進について、（5）の教育観光や観光で地元食材を提供、活性化と和東荘利用促進はどうか。また、今後に向けての取り組みについての質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

初めに、教育観光の本格的な取り組みにつきましては、本年の3月に和東町、笠置町、南山城村の観光事業に取り組む団体が集まりまして、未来づくりセンター指導のもと京都山城体験交流協議会を設立し、少子化が進む3町村に都市部の子供たちとのふれあい、また交流を楽しみながら町村に活気を取り戻すことと、3町村の歴史や地場産業も体験していただくことを目的として、本年度から特に大規模修学旅行の受け入れも本格稼働してまいりました。

新聞にもご紹介されましたけれども、埼玉県の高校生と引率者を含めまして300名の方を受け入れさせていただき、受け入れに当たりまして、受け入れ家庭の皆様には大変ご協力いただき、また、お世話になったことをこの場をかりまして厚く御礼を

申し上げたいと思います。

さて、教育観光での地元の食材の提供ですけれども、利用促進につきましては、この農泊の受け入れ家庭の手引きにも書かれておりますけれども、都市部の学生さんを受け入れ、体験型を重視する視点から、野菜散策などはなるべくとるところから始めてくださいと書かれております。しかし、季節等により食材が確保できない場合は、地域の商店で地産地消を心がけてくださいとあわせて記載されております。しかし、一部受け入れ家庭では、周辺のスーパーで食材を調達される方もおられますので、本年度におきましては、これは試行的ですけれども、自分とこでとれた野菜等持ち寄りまして、物々交換により地元食材の確保に努めてきたと聞いております。

本年度は1回でしたけれども、担当者は、31年度以降は、より食材の確保をスムーズに行うため、100人以上の方の受け入れにつきましては今回のスキームを定着していき、地産地消につなげていきたいと、このように思っております。

次に、和東荘での地元食材の提供、また利用状況ですけれども、本年4月に料理人がかわりまして、できるだけ和東町でとれた野菜を使用させていただくようお願いしております。

和東町は基本的に自家消費型、また露地栽培が基本でございます。料理人が求める食材がなかなか手に入らないのは現状でございますけれども、現在4軒の方々、米・野菜（九条ネギ、タマネギ、エビイモ）等調達をしております。これの購入につきましては、数量は多くはございませんけれども、活性化が一括購入してまいっております。今後とも多くの方から引き続いて購入をしていき、地産地消に努めていきたいと、このように考えております。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、2番の食育、地産地消の推進について。

1. 和東町地産地消推進計画を平成24年に策定されたが、どのように取り組んでこられたか現状をお聞かせください、3番、学校給食での地産地消の活用状況や今後の目標数値は、4番の直売所と地元農産物の販売や利用促進の状況と今後の目標数値はについてお答えさせていただきたいと思います。

1番の和東町地産地消推進計画を平成24年に策定されたが、どのように取り組んでこられたか現状をお聞かせくださいですが、先ほど町長から答弁がございましたように、食・農・教育等の関連団体の構成によりまして、和東町地産地消推進協議会を設置し、その協議会内に具体的な運営を行う和東町地産地消連絡調整会議を設置いたしまして、和東町地産地消推進計画の具体的な取り組み行ってきました。この和東町地産地消推進計画には四つの基本方針を掲げております。

1に、生産者、消費者と町との連携を深め、地元農産物を使用した特産品づくりや他地域との交流を積極的に推進することで地域農業の活性化を目指すこと、2に、地元農産物を通して食の大切さや食生活の重要性を学び、地域の自然や農業などへの理解を深め、健全な食生活の啓発に努めること、3番に、地域で生産された農産物の地域での消費を拡大していくとともに、地元農産物の食文化を守り、伝承していくこと、4に、農業体験のできるふれあい交流イベント等を推進し、環境に優しい農業の取り組みにより安心・安全な農作物の生産拡大を促進することでございます。

この方針に基づきまして、さらに基本となる施策として、1番、直売所の取り組みで5項目、2. 学校給食等における取り組みで5項目、3. 加工品の取り組みで3項目、4. 食育の取り組みで6項目、5. 環境に優しい農業の推進で2項目、6の交流事業の推進で2項目ということで23の施策を設け、さらに施策ごとに細分化された52課題を関係団体が実践してまいっております。

項目全部の取り組み結果を説明するには時間がございませんが、連絡調整会議の最終的な評価といたしましては、52課題中○が38、△が9、×が5ということで、

90%以上の取り組みの達成ができたというような評価をしているところでございます。

次に、3番であります。学校給食での地産地消の活用状況や今後の目標数値はでございますが、第2次和東町地産地消推進計画は、第1次計画の取り組みを踏襲しておりまして、今年度の連絡調整会議の現状報告では、月1回の米飯給食と1学期に2回の地元野菜利用、茶の香り御飯やお茶、さけ御飯、抹茶揚げパンなどの取り組みを行ってるところでございます。

目標といたしましては、学校給食における地元農産物の利用促進で和東産米の使用を月1回、和東産野菜の使用を1学期に3回程度、それから、2番といたしまして、地元農産物を利用した給食メニューの開発で、地元食材を使用した特色ある給食メニューの充実、旬の農産物を使用した行事食の充実、3番として、学校、保育園と家庭が連携した食育活動の推進では給食試食会を通じた家庭との連携、学校日より、保育園だよりによる食育に係る情報提供、4番で生産者と小中学校の交流や農業体験では、総合学習による茶農家との交流や農業体験生産者への感謝の気持ちの育成、町内15区でお茶会、関西茶品評会への出品、独居老人へのお茶の配布、以上を目標としております。

次に、(4)直売所、地元農産物の販売や利用促進の状況と今後の目標の数値ですが、連絡調整会議の現状報告では、町ホームページや和東町活性化センターホームページ、いいとこ和東、茶源郷で直売所紹介をしております。

また、宇治茶まつりへの参加、和東茶フェア、茶源郷まつり、町の観光パンフレットへの掲載などを行っている現状でございます。

また、その目標といたしまして、今、掲げておりますのは、1番、直売所、地元農産物の販売、利用促進のための情報提案では、町のホームページ、広報紙での直売所の紹介、各イベントへの参加、地元特産品のPR、パンフレット配布等ゆるキャラによる地元の農産物のPRやイベント参加。

2といたしまして、交流促進のためのイベント開催ということで、開催というより町内外で開催されるイベントへの参加ということで、38回程度参加をしたいということで目標を掲げておりまして、国、京都府、他の市町村、各団体の催しものに参加するような方向で計画を挙げております。

次に、3番としまして、生産者の増加を目指した農業指導や講演会開催では、直売所の視察研修会・年1回、生産者への農業指導や講演会・年1回、就農相談への支援、朝市会員の増加、4番として地元農産物の充実ということで挙げておりまして、高齢者の生きがいづくりや生産意欲向上のための情報交換会、耕作放棄地再生利用、5といたしまして直売所設置では5施設の設置を目標として掲げております。いずれの取り組みに関しましても、連絡調整会議で各団体の取り組みへのサポートや情報共有しながら第2次計画の目標達成に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

竹内議員の一般質問に答弁させていただきます。

私からは、大きな2. 食育、地産地消の推進についての（2）乳幼児、保育園での食育指導や地産地消の活用状況と今後の目標数値はについて答弁させていただきます。

食育指導や地産地消の活用につきましては、和東町地産地消推進計画、先ほどからもありました、その中で、和東町食育推進計画としても位置づけ、その基本方針の一つに地元農産物を通して食の大切さや食生活の重要性を学び、地域の自然や農業への理解を深め、健全な食生活の啓発に努めますとあります。その計画の具体的な取り組みとして、未就園児の給食体験や保育参観後の試食会や栄養士の講義など、家庭との連携の中で食育指導を行ってまいりました。

先ほど町長からの答弁にもありました平成30年4月よりの第2次の和東町地産地消推進計画が策定され、保育園だよりによる食育の情報提供を行ったり、アレルギー園児に対する調理指導を行ったりし、家庭との連携をさらに図ってまいります。

また、地産地消の活用状況ですが、和東保育園では、これまで月30キロぐらいの使用だったお米を月50キロぐらいの使用まで伸ばしていき、また、和東産の野菜の使用も年1回程度だったものを年3回程度は使用していきたいと考えております。

また、これにつきましては、年々、消費の拡大のほうも考えておりますので、よろしく申し上げます。

私のほうからは以上です。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、再質問させていただきます。

1回目の質問でかなりきめ細かく答弁をいただきましたので、ほとんどこれで答弁いただいたというふうには理解をしておりますが、あと16分しかありませんので、ポイントだけ質問をさせていただきます。

先ほど町長のほうから、31年度の最優先施策は何ですかという質問に対しまして、方向性としては、国の施策を受け入れてやっていくと。地方創生を進めていくと。それと、トンネルを目指してのまちづくりをやっていくという、そういうふうに答弁をいただきました。

私は人口問題、人口減少対策というのが一番大事であるなというふうに思っております。第3回の前回の一般質問でも岡田議員のほうから、人口減少に対してどう取り組むのかというきめ細かな質問をされました。議員一同、やはりこのところが危惧をしている、心配をしているという、そういうところでございます。そういったことも考えていただきながらですね、総合戦略のKPIの達成につきましては、私たちも

議員のほうからいろんなご意見も言わせていただきました。

確かに、進んでおります。いろんな取り組みもしていただいております。特に、交流人口につきましては、やはり社会増といいますか、そういった方向での人口増を目指して取り組んでいただいているのはよくわかります。しかし、その中で定住人口の増にここも力を入れていただきたいというふうに思うわけでございます。

その中で若い人に住んでいただくにはどうしたらいいか。今回、私たちも長野県の南箕輪村、また原村というところに視察に行かせていただきました。非常に大きな村でございました。1万5,000人の人口と8,000人という人口の非常に環境のいい農作物を育てておられる昔の農村風景と文化的な伝統が残る村でございました。そういったところでは、本当に今、転出よりも転入が多く、人口がどんどんふえているという、減ることがないと、そういった私たちにしてはうらやましいような状況でありまして、小学校・中学校が足りない、保育園が足りない、そういった悩みを抱えられた村でございました。

しかし、今、一遍にそういうことができたわけではなくて、本当に町村合併が言われたときから、まちづくりの根幹にやはり若い人の流れをつくる村づくりということテーマに掲げてこられて今の結果があるというふうにおっしゃっておられた。私はそれを我が町に当てはめるとですね、あと5年、トンネルができたらどんな町になるかというところをしっかりと見きわめていただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほど2点提案させていただきました。和東に住んでいただく若い世代にどういった方向があるのか。やはりこの原村でも新築の場合ですね、2世帯でも、それからまた3世帯でも近居に住んでもいい。それで50万円の補助をされております。私も日本列島、こういう補助制度をやっている自治体がどれだけあるのか調べてみました。100万円出していらっしゃる実態もありました。ですから、先ほど町長が言われたように、減免制度よりもこの補助制度のほうが適していくんではないかなという

ふうにも感じました。これは南山城村でも早くから取り組んでいらっしゃる。ですから、本当にそここのところをもう少し町長、進んだ答弁をもう一度願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

答弁させていただきたいと思います。

今もありましたように、やはり今までの和東町の置かれている位置的状況というのは、学研と接しておるということで、そしてまた、近隣で団地が開発されていくとストロー現象は厳しく起こりました。しかしながら、それが起こる近隣にあるわけですから、非常にいいところにあると思います。あとは、今も含めて提案いただいている内容も含めて、まちづくりをどうしていくべきかと、こういうことでだと思います。私たち組織が一丸となってですね、やっぱりどうしたまちづくりがいいかということを中心に考えながら、そしてどうしていこうと、こういうことです。

特に東部3町村もいろいろ提案いただいて、南山城村の例もありましたように、肝心なところはどういうところか、そこも検討しながらですね、そして和東町のほうもやっぱりそういうことも含めながら、いいところがあればまちづくりという観点から取り上げていくべきだと思います。それだけやなしに、いろんな問題というのはこれからみんなで考えていくというのが大事だと思います。これだというのが具体的にありませんが、常に管理職会議で、日ごろの仕事も大事だけでも、やっぱり和東町のまちづくりはどうしていこうねということを持ちてもらいたいということを申し上げております。

そういう中で、今、提案あった内容も含まれてくるといいなというように思って、もう少し和東町も議論しながら、どうしたら和東町のまちづくりを一步進むのかということを考えていきたいと思います。

ただ、慌てずしてですね、トンネルを見据えたまちづくりというのも一つ考えていきなきゃならんと思っておりますので、とにかくそういったまちづくり、あわせまして、若い人がここで活躍、また、住みやすいと感じてもらえる地域づくりでみんなはどうつくっていくか、その手前が関係人口とか交流人口なんで、行く行くところは、それは社会増につなげていきたい。そして、社会増につながると次は自然増につながると。今、このままでしたら自然減がずっと進んでしまいますので、今ありましたように高齢化率が高くなります。だから、社会増をどう図るかというところで、今後まちづくりという観点を十分参考にしながら考えていきたいと、このように思いますので、決意として申し上げておきたい。

よろしく申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

すぐにね、はい、やりますという、そういう答弁はできない、これはわかっております。しかし、これから検討していくということで、ぜひ検討していただきたいと思っております。

それから、先日、私も、ある地域に行かせていただいたんですが、本当にある区の組といますか、10世帯ぐらいのところですが、この中で10年後に家が残っているのは何世帯かというような話になりまして、2世帯しか残らないな。そうすると、皆さん、子供さんはいらっしゃるんですが、全て外に出ていらっしゃる。我が家もそうなんですが、じゃあ、跡を継いでくれる人がないという、そういう迫ったところまで来ております。これは実態でございます。それから、その人たちは高いところから下におりていってコンパクトシティでもつくってもらわな生きていかれへんとか、そういう話題が非常に多うございました。各地域に行きますとそういう背景がございます。ですから、やはりここは急いでいただかないと、「いずれやります」では間に

合わないかもわかりませんので、急いでこのところは検討していただきたいと思いません。

それから住み続けたいまち、子育て、これは非常に和東町は素晴らしいことをしていただいておりますが、残念ながら、PRが一切ございません。どこのホームページを見ましても、子育てとしたら、うちもできてる。けど、書いていらっしやる。その書くだけでも本当に、この町は子育てに優しい町をやっているんだということが伝わってまいります。そこは町長の施策として担当課にもしっかりと指導していただきましてね、せっかくの施策ですから、本当にもったいない限りです。これはすぐにでもできますから、これはやっていただきたい。これを要望しておきたいと思えます。

それから、次に、食育でございますが、食育、地産地消推進計画をつくっていただきまして6年になります。これは本当につくっていただくときは大変でございました。私は、この会には最初から入らせていただいております。ところが、これはなぜ取り上げさせていただきましたかといいますと、第2期が30年度、ことしからスタートいたします。この1期の間は本当に試行錯誤でございました。

例えば、教育委員会、学校給食ですが、学校給食に地産のものをというふうにお願ひに行ったわけですが、一切入れていただけませんでした。私は、当時、女性農業委員をさせていただいております、会合に行くたびに女性農業委員の活躍が報告されます。ネギ1本から入りましたというような学校給食へのスタートでした。

17年に法ができたものの、なかなか進まないというのが実態でございました。そこで、本当に学校給食の壁は厚いということを実感いたしました。私は一人でベルリンの壁より厚いというふうに言っておりましたが、そこから少しずつ入れていただけるようになりまして現在があるわけでございます。ですから、本当に進んだなと思っております。

しかし、そのことを知っていらっしやらないのは、この行政の理事者の皆さん方は

余りご存じないんです。ですから、各課全ての課においてこういうことも知っていただきたいということで、今回はそのために提案をさせていただきました。

それと、またもう一つは和東荘でございます。やはり非常に少ないです。今どの地域におきましても、公共のところには地産地消を30%入れていこうという、これは国の目標です。ですから、そこにはしっかりと入れていただきますような、そういう施策をつくっていただきたい。

副町長、もう一回答弁お願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたしたいと思います。

今ご質問ありました和東荘の食材の関係なんですけれども、基本的に、今、商工会を通じまして、地元の商店から購入することを基本としております。その中で教育観光にも出てましたように、地域の商店で地産地消を進めていくと、これから辺が商工会と地産地消の関係のメンバーにも商工会に入っていていただきますので、そこら辺は連携していただいて、うちはよそから買うということは基本的にしておりませんので、地元の直接の農家から購入したりすることもございます。それは緊急とか、そういったときに食材を確保するというをしておりますけれども、基本的には商工会と通じた中で連携しておりますので、そこら辺は強化していきたいと、このように考えております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

ぜひともそういうふうに目標を少し考えていただきまして、品目によりましては難しい面もあるかと思いますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

それから、最後にですが、町長に、郷土食、これを残していくという方向、非常に私はこれは大事なことやと思っております、先ほど言われましたように、星野リゾート、そういった関係から見ますとですね、今、提供するものが何もない。

町長は空想の中でのお話というふうにおっしゃいましたが、やはり歴史がありますのでね、ここに住んできた。お茶は800年。人が住んで何百年かわかりませんが、本当にそういうところの発掘をしていくには和東の歴史を、また文化を残していく、食文化を残していくということで非常に予算もかかってまいります。このところも町長、ちょっと確保していただきますように、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

現在、歴史をですね、まちづくりに生かそうと。将来、町史は大事だという観点の中に編さん室も設けさせていただきました。そういう中の事業として考えていける方向に進んだらいいというふうに思っておりますので、今後、十分そういった方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（岡田 勇君）

8番、竹内議員。

○8番（竹内きみ代君）

今回は本当に来年度の予算、また人口についての増に向けて取り組んでいただきたいという、そういう願いと、それから地産地消について和東町で先進的なことをやっ
ていただいておりますので、さらにここが進めていただきますように希望をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

竹内きみ代議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから11時15分まで休憩します。

休憩（午前 11 時 05 分～午前 11 時 15 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○3番（村山一彦君）

議長の了解を得ましたので、通告に基づき一般質問をいたします。

まず、ふるさと納税についてお尋ねします。

今、何かとふるさと納税が注目を浴びています。昨年度、ふるさと納税という寄附金多い自治体では130億円からの寄附金を受け取っています。総務省は返礼品が豪華過ぎると注文をつけています。しかし、年々交付金が減らされている現状、自治体の知恵として理解できる面もあります。

そこでお聞きします。

和東町の過去3年間のふるさと納税の受け入れ額はどのようになっていますか。年度ごとに答弁願います。

次に、昨年度のふるさと納税による税収の減収額はいかほどですか。そして、今まで受け入れたふるさと納税額はどのように活用されましたか。答弁願います。

最後に、ふるさと納税受け入れに当たって和東町は、「自然が輝く、緑豊かなまちづくり」、「住んでよかった、うるわしのまちづくり」、「子どもからお年寄りまで元気なまちづくり」、「文化が香る元気なまちづくり」、「行ってみたい茶源郷づくり」と五つ挙げているが、抽象過ぎて皆同じように感じられる。資金使途を明確にする考えはありませんか。

次に、まちづくりについてお尋ねします。

和東町人口ビジョンでは2020年度で定住人口4,000人となっているが、既に4,000人を割っています。当初の計画が妥当だったのでしょうか。その原因は、

そして対策はどのように考えておられるのか、答弁願います。

そして、第二定住人口が2020年、300人となっていますが、現状はどのようになっていますか。

次に、全国的な傾向ですが、和束町においても未婚の若者がたくさんいます。やはり結婚して子供を授かるのが人口増加の大きな要因となると思います。継続的に婚活の場を提供したらいかがでしょうか。

最後に、神上通称たいこ山と呼ばれていますが、町営住宅の跡地として広い土地がありますが、これを活用しない手はありません。いかにお考えか、答弁願います。

最後の質問に移ります。

今、防災無線にていろいろ情報提供されています。役場の仕事は住民サービスにあると考えます。今回の提案も住民サービスの一環と考えています。それは住民の方が亡くなられたとき、防災無線にて情報提供いただきたいと要望するものです。もちろん当事者の了解を得た先のみに限ります。よろしく答弁願います。

以上で、私の一般質問といたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

村山議員の一般質問に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

最初に、1のふるさと納税についてであります。

村山議員もご承知のとおり、ふるさと納税制度は何のためにつくられた制度であるのかでございます。

総務省のホームページでも掲載されておりますが、理念は、ふるさと納税で地方創生という内容であります。地方で生まれ育ち、都会に出てきた方には誰でもふるさとを恩返ししたいという気持ちがあるのではないのでしょうか。育ててくれた、支えてくれた、一人前にしてくれた自治体に励声を通じてふるさとへ貢献する仕組みができな

いか、そのような思いのもとに制度ができたと受けとめております。

そして、ふるさと納税には三つの大きな意義があります。

第1に、納税者が寄附する自治体を選択するということで、その寄附金の使われ方を考えるきっかけとなる制度であります。

第2が、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域、応援したい地域へ力になれる制度であります。

第3が、各自治体が国民に取り組みをアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、選んでもらうにふさわしい地域であるということを理解してもらおうということでございます。

本町におきましては、ふるさと納税の理念に基づき、和東町第4次総合計画の基本構想に基づき、五つのまちづくり事業に寄附いたしております。確かに、漠然としているということもございますが、そういう方向でいただきました。

平成20年度からこれまでの合計額は531万8,000円でございます。

あと、1、2、3の詳しいご質問については担当課長のほうから答弁させていただきまして、私は、次の4. 資金使途の明確を図る考えはについてお答えをさせていただきたいと思っております。

現在、総務省でふるさと納税制度の見直しに係る地方税法の改正が来る来年4月に施行予定であるということを知っておりますので、その改正の内容を踏まえながら、和東町にふさわしい制度になるよう検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

次に、まちづくりについての答弁をさせていただきます。

和東町のまちづくりの基本は、先ほど竹内議員の質問でもお答えさせていただきましたように、第4次総合計画でお示ししている六つの住民との協働プロジェクトにより進めているところであります。大きな特徴は、住民の皆さんと行政がともに協働で取り組んでいくと、これを基本といたしております。

そういう中に、先ほども指摘がありましたように、一つは、和東町だけやなしに全国的に人口が減少傾向にあり、少子高齢化、そして人口の減少が進んでいるというのは和東町も例外ではありません。これは全国的な問題、それともう一つは、相楽郡の大きな特質もあるのではないかと考えております。それは、いわゆる学研都市として西部が発展し、そして住宅開発も積極的にされております。そういう意味ではストロー現象が非常に起こりやすいと、こういう面も特にこの地域にはあるのではないかと考えています。

最近ではですね、これも竹内議員が言われておりましたように、後継者。以前は農業をやっておられる後継者の長男は農業を継ぐんだということで和東町へほとんど残った。家の家業を継いでおられました。しかし、いまはもうそれがなくですね、全ていろんなフリーから職業を選択する。これはこれとして私は大事であろうと考えておりますが、職の選択の自由ですから、これはいいと考えております。そういう方向で非常に働く場所にはいい位置がらに位置づけられているんじゃないかなと、このように考えております。

こういういわゆる自然減、社会減の中で、どう定住人口をふやしていこうかというのは、先ほども答弁させていただきましたように、いろんな角度から考えております。当面は、先ほど申したように繰り返しになりますが、やはり地方創生をどうしていくか。和東町の地域力を生かした、特色を生かしたまちづくりをして、そして住んでもらいやすい環境づくりをしていかなきゃならない。いわゆるそういうまちづくりをしていかなければならないと考えております。それは具体的に、31年度の予算編成時期に迎えてですね、どこへ重点を置いているのか、これは先ほどの答弁と重なって恐縮ですけども、やっぱり国が1億人の総活躍社会を実現ということで、絡めて、地方創生というのは非常に重要施策として位置づけておられます。

その位置づけておられる内容、国・府ともに一体化して進めていくというのも私は大事だと思っています。いわゆる、魅力の感じる地域づくり、環境づくりを積極的

に取り入れていく、そういう施策というものが私は大事だと思っております。今までその形で進んできた延長にあるだろうと思っております。

それと、和東町は、先ほども言いましたように、もう一つは、31年度からトンネルの着工ということがいよいよしていただけるという方向で聞いております。そういうことになれば、トンネルを見据えたまちづくりをきちっとやっていくというのが今からやっつけていかなきゃならない。そういう方向を考えていくと、今後のまちづくり、あわせて、先ほど申し上げましたように、和東町の位置しているところは、京都というところと奈良というところの真ん中にあるというところで、これは地域づくりを考えていく上ではいい環境にあるんじゃないかなと。

もう一つは、和東町には宇治茶の主産として、お茶を基幹産業としてのまちづくり。位置がいい。そして、お茶という環境がある。そして、先ほども出ておりましたように歴史があります。万葉集でも、和東山というように紹介されておりますように、和東町は歴史があると。そして、奈良時代に聖武天皇の、安積親王もありますが、そういう時代だけやなしに、一方言われておりますのは、これは本当に縄文、そういった時代からここは地域づくりが進んでいると言われております。

歴史も恵まれております。宇治茶としての基幹産業を抱えておるということです。そして、相楽西部地域と隣接しているということ。そして、もう一つは京都と奈良の真ん中に位置していると。こういう中の地域づくりというのは、これは大きく将来に余り悲観なくなくいけるんじゃないかなろうかと。そういう方向を見据えてまちづくりをしていくというのは私は大事だと思っておりますが、そういったことが一遍に入れられるかどうかは別として、そういう方向を見据えたまちづくりを進めてまいりたいということがこれからの課題だというふうに思っております。

そういうことで、今ご指摘いただいているように、魅力の感じる定住促進につなげ、そして基幹産業を守りやっつけていけるということ、そして、和東茶のブランド力も高めていくと、こういったことに総合的に取り組んでいくということでご理解をひとつよ

ろしくお願ひしたいというふうに思っております。

次のテーマでございますが、その中の神上たいこ山ですね、この（４）でございます。町営住宅跡地の活用方法についてでございます。

神上住宅の跡地利用についてでございますけども、昨年１２月に１戸移転をお願いし、全ての入居者の移転が完了しましたので、今年度予算において住宅自体の解体を完了しています。今後は行政財産から一般財産への移行手続を行い、最善な土地利用を考えていきたいと考えております。

議員ご承知のとおり、町道半田線と宇治木屋線とのアクセスも悪く、また、和東茶カフェ開店に伴い、周辺には５軒のカフェや食事のできる店がオープンし、また、（仮称）お茶の駅構想など当地周辺は目まぐるしく変化している状況に合わせ、旧跡とは安積親王陵墓が現存しているほか、主要地方道地宇治木屋線、犬打峠トンネル工事も着手されたことなどから、和東町の玄関口の一つとしての整備が不可欠となることは言うまでもなく、周辺土地の活用も注視しながら、有効な土地利用ができるよう整備したいと、この方向で考えているところであります。

１、３につきましては、それぞれ担当課長から答弁させていただきます。

次に、大きい３でございますが、住民死去の際、防災無線により和東町全域に情報提供を望むものについての答弁とさせていただきます。

村山議員から、さきの総務厚生常任委員会でもご質問いただき、町の考え方はお伝えさせていただきましたが、和東町の考え方といたしましては、和東町防災行政無線を設置した目的が何なのかをもう一度考えていただきたいというふうに考えております。

和東町では和東町のテレビ共聴組合の有線を使った音声告知放送システム、いわゆるCADAでございますが、これを導入し、防災放送、町からの連絡放送、また各地域で区長様が中心となり、区内の連絡などに利用されておりました。その後、テレビの地上デジタル放送が全国で開始され、和東町でもテレビ共聴ケーブルを使用しなく

なったことから、住民の安心・安全の確保に図るため、平成26年4月から防災行政無線を各戸に導入し、運用開始したところであります。

防災行政無線は、名前のとおり防災緊急時に使用する内容で、通信を所管している国の機関の許可をいただいております、また、これまでの和東音声告知放送と同じ利用方法で運営していくことが基本であると考えております。

また、質問の内容に関しましては、それぞれの地域での取り決めや伝達方法がありますので、町が広く周知する内容というのは考えてないわけでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私からの村山議員に対しての一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、村山議員の一般質問について答弁させていただきます。

最初に、1. ふるさと納税、（1）過去3年間のふるさと納税の受け入れ額についてでございます。

平成27年度が65件、110万6,000円、平成28年度が60件、98万円、平成29年度が40件、66万7,000円でございます。

次に、（3）の今まで受け入れたふるさと納税の用途はについて答弁いたします。

町長から答弁申し上げましたように、平成20年度からのふるさと納税の合計額は531万8,000円でございます。全額基金として保有をしております。

次に、大きな2、（1）和東町ビジョンでは、2020年定住人口4,000人となっているが、既に4,000人を割っている。その原因は、対策はについてでございます。

先月の統計京都という冊子によりますと、平成29年10月1日から本年9月30日までの京都府内の市町村別人口の動態が掲載されておりました。過去1年間で人口がふえている府内市町村は26市町村中5市町村でございました。向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、大山崎町の5市町村で、それ以外の21市町村につきましては、全て減少している状況でございます。

和東町におきましては、出生15人に対して死亡が65人、自然動態でマイナスの50人でございます。

また、社会動態では、転入が58人に対しまして転出が109人ということで、マイナス51人となっています。

以上のことから、和東町におきましては、自然動態の減と社会動態の減について、ほぼ同数で減少しており、このことが大きな原因と思われれます。

一方、対策についてでございます。

自然動態につきましては、高齢化率が高く、死亡者数が減るということはなかなか考えにくい状況でございます。いかに出生数がふえるかということでもあります。

このことは社会動態の転出者を減らせるかという課題にもつながっておりますので、町長が申しあげましたように、若い世代が町内で活躍できる、また、生活を営めるような対策が必要であると考えております。

次に、(2)の第二定住人口はどのようになっているかについてでございます。

第二定住人口については、都会に暮らす人が週のうちの一定期間を和東町内で暮らすもので、期間を定めて就労される援農者や、またサテライトオフィスの利用者などをカウントすることができます。

また、人口ビジョンでは、国勢調査人口を基礎に推計しております。大学や就職のため平日は町外にいるが、週末は和東町で生活している人なども含まれます。

平成29年度の援農者は延べ48人、大学や就職での対象者が約200人程度と見込んでおります。

なお、今後の見通しにつきましては、サテライトオフィスが本年度から本格稼働し、空き家を活用した2地域居住に向けての利用促進を図っておるところでございます。

次に、(3)の未婚の人が多いが、婚活の場を提供したらについてでございます。

和東町におきましての未婚率という数値については把握できておりませんが、京都府においては、健康福祉部、子ども総合対策課が若い世代、子育て世代が京都府外への転出が多いことから、少子化対策事業として婚姻率を上げようという取り組みをされております。

和東町でも過去和東町商工会が中心となって、この婚活事業を実施されたということが記憶にございます。

和東町の大きな課題としては、結婚を機に町外へ転出世帯がますますふえているように感じており、若者の転出を抑制する対策を講ずる必要があると考えております。

次に、第3、住民死去の際、防災無線により和東町全域に情報提供を望むものについてでございます。

和東町以外に防災行政無線を利用されているというところが近くでは南山城村がございまして、南山城村につきましては、防災行政無線に切りかわるまでは、有線放送により子供の出生やお悔やみの放送がなされていたということで聞いております。南山城村につきましては、村の一定の風土といいますか地域情報という形で流されていたものであり、南山城村ができていますので和東町も住民サービスの一環ということでお話をいただく形になるかもわかりませんが、町長が答弁申し上げましたとおり、和東町では現在のところ考えていないというところでございます。

以上、ご理解のほうをいただきたいと思っております。

以上、私から村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私から村山議員の一般質問、1の(2)昨年度のふるさと納税による
税収の減少額については答弁申し上げます。

昨年1月から12月末までにふるさと応援寄附金、一般にふるさと納税と言われて
おります。それが寄附金控除として今年度の町民税の計算の際に反映されます。この
期間中に他の市区町村にふるさと納税されたのは26人、211万8,000円寄附
されております。これに対応します町民税の控除額が85万3,000円、これが減
収ということになります。

なお、昨年度の減収の分も参考までに申し上げたいと思います。

23人の方が152万1,000円ふるさと納税されておりました、町民税につき
ましては68万3,000円の控除、減収となっております。

以上、村山議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

どうもありがとうございました。

ふるさと納税については、きょうの新聞にも載っておりましたが、来年の6月から
やはり華美な返戻品とか、そういうところ、3割以上のところあたりを要するにふる
さと納税とは認めないというようなことを打ち出されそうで、これからはかなり大き
な動きになろうかと思えます。

この間、新聞を読んでいましたら、京都市あたりでは30年度の寄附額が1億10
0万円で、税収減が30億円ということになっております。ふるさと納税は今月末ま
でになりますので、かなり集まると思うんですが、全体的に見てみますと、昨年度の
増収は宇治田原町、笠置町、南山城村にとどまったということで、いろんな考え方は
あると思うんですが、やはり和束町は今、観光客が増加して、和束町の認知度も上が
っております。だから、やはり積極的に取り組むことが必要ではないかと思えます。

実際、この間、ふるさとチョイスというこれを見てましたんですけどね、4万円の寄附で北海道の毛ガニをもらえる、九州の黒毛和牛がもらえると。それに感じまして、和東町もいろいろ考えてやっていただいています、基本的にお茶がメインとなっております。やはりインパクトの面から考えると、やはり不利な面は否めないと思います。だから、資金使途の明確化ですね、これは必要ではないかと思います。

先月ですね、長岡京市が返戻品なしということを出して寄附金を集めております。長岡京市公報発信課へ参りまして、課長の八島さんに1時間ほどお話をお伺いしました。一昨年から返戻品なしということを出して、そして三つのプロジェクトで寄附金を募っておられます。

西山再生プロジェクトで10年間で800万円、JR長岡京駅前のイルミネーションで1,800万円の目標、小学校の図書購入費用として210万円の目標としておられております。その推移を見ますと、27年度は60万円の寄附しか集まっていませんでした。それが28年度、この年から返戻品なしということを出して目的化をしたわけで、それが306万円にふえました。昨年度は820万円の寄附が集まっております。だから、先ほど聞いていましたら、20年から和東町のふるさと納税は530万円程度となっておりますので、やはり目的化を図るべきではなかろうかと思っております。それについてもう一度ご意見、総務課長、お願いしたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

村山議員がおっしゃるように、本日の新聞でも載ってましたように、総務省のほうは、ふるさと納税の返戻品につきまして3割を超えない、また、地元産品でないものについては返戻品として認めないということで法が改正されまして、来年の6月から実施されるということで聞いておるところでございます。

一方、やはり和東町は総合計画に基づいた形の指定された使い道ということで皆さんにお願いをしているところでございます。今後につきましては、法改正と合わせて、例えば、荒廃農地対策であったり日本遺産を守る取り組みと、事例でございますが、そういうような形で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それでしたら、一応、今のところ531万円という寄附金が集まっているんですけども、これは幾らぐらいになればそういうふうないろんな面に活用すると考えるかお聞かせいただきたいんですが。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、「自然が輝く、緑豊かなまちづくり」ということで、ふるさとの自然と共生に生きるまちということで環境保全、上下水道、森林保全、環境整備、資源循環ということで組ませていただいております。

二つは、「住んでよかった、うるわしのまちづくり～見未来に向かって交流基盤を築くまち～」ということで、道路、公共交通、防災・防犯、情報ネットワークの事業、そして、「こどもからお年寄りまで元気なまちづくり」ということで、健康で安心・安全な地域づくりに対しての事業、そして「文化が香る元気なまちづくり」ということで、文化・スポーツに親しめるまちづくりということで挙げております。5点目が「行ってみたい茶源郷づくり」ということで、伝統産業の継承と地域経済の活性化ということで、それぞれ指定をさせていただいておりますが、金額が幾らになったから

使うという形じゃなしに、必要な事業が出てきたらその分を使わせていただくというほうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

きょうの新聞でも見直しが図られるということで、実際的にこれはいつまで続くのかなというような感じも持っております。だから、ある間にやはり集まるものは集めたいというような形をとっていただきたいと思うんですけどね。

長岡京市は、結局、市長の一言で返品廃止と。やはり課長さんも言っておられましたように、初めは物すごく不安やったと。実際集まるんだらうかと。だから、それが暗に反していい結果を、やはり長岡京市を応援しようという人が、結局、目的化されたことによって寄附金が集まったようには感じます。

だから、実際、今、課長が言っていたように、今、寄附していただいている方はどういう考え方で言っていたかわからないんですけども、しかし、金額的にしましてもまだまだ少ないと思います。

先ほども言いましたように、私は、観光客の増加と、そして認知度が上がってきていると。テレビ等でもかなり取り上げられました。だから、以前にもほかの議員さんも一般質問に挙げてましたけどね、景観を大事にするんやったら和東川の整備も必要じゃないか。あれも大事な景観要素であると。

和東川を直しますとか、駐車場がないということが問題視されています。駐車場の設置も行いました。そして、景観を守るための事業に特化した資金とするというようなこと、私個人的にはそういうものでやったら、今、町長が理念として挙げておられる茶源郷というまちづくりに大きく寄与するんじゃないかと思うんですが、町長、その辺はいかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど私も答弁させていただきましたように、地方創生をどうしていくかという中で生まれてきているわけで、今、村山議員も言われますように、和東町の特色を発信していくにおいてもですね、どういうものが一番いいのかというところを具現化して、そして、これを目に見えるというのは私も大事だろうと思っております。今、言われたように、庁舎内でも検討してというのも一つの方法かも知れません。そういうもので、今も課長も言うてますように、改正の時期もありますので、この時期にいろいろ見直していただきたいなというように思っております。

先ほど言われましたように、項目についても非常にわかりにくいというような話もありました。これも一つの反省に立ちましてですね、今、長岡京市の例を挙げられたんですけれども、やっぱり住民とかが見て、そして、そのまちづくりが心を打つものであったら返戻もなかったかてされるということでもありますので、その辺を第一にですね、和東町の目指している方向がどこなかと。いわゆるしていただく方の心を打つものであるように響く、その内容がその人に響くものであるということを私は工夫していくべきだろうと。

そういうことも含めて、先ほど申し上げてますように、今までをそのまま踏襲していくということやなしにですね、私も答弁させていただきましたように、これを機会に何かと見直させていただきたいというように思います。

今、ご質問いただきました内容も十分参考にさせていただきながら取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

我々もいろいろ協力はさせていただきたいと思いますので、また、話をさせていただけたらと思います。

そして、次に、まちづくりのほうなんですけど、神上の町営住宅の跡地の活用はということで、今は考えておられるということなんですけどね、先ほど人口増加を図るにはやはり人に来ていただかなくてはならないと思います。そういうふうな観点からすると、やはり家が足りない、住まいが用意できてないというような感じがします。

3年前です、岡山県の奈義町へ視察に行きました。雇用促進住宅で60室の住宅がありました。山城町の樫井に府営住宅というようなものがあります。今は府もお金が厳しいので、なかなかそういうものが難しいかと思うんですけどね、やはり景観を守るために茶業に来てくださいといっても、住むところは自分で探さないというようなことではなかなかふえないと思います。

人口をふやすための施策としても、先ほど竹内議員も言われましたように、せんだって視察に行きました南箕輪南は幼稚園から大学まであります。そして、総合病院もあります。安心して子育てができるというような条件ですので、かなり人口もどんどんふえているというのは、魅力的な街だからということでなかなかうらやましいという感じは持ちました。

そして、もう一つ、原村ですけどね、びっくりしましたんは、65歳以上の方は医療費が無料にされてると、こういうことはなかなかできないんですね。村のほうから1億円の原資を出してやっておられるということです。人を寄せようと思えば、やはり条件的に有利なものを持ち出さなかったらなかなかふえないと思います。

先ほど言った奈義町あたりでは子供が1人生まれたら10万円、2人目は20万円、3人目30万円、4人目40万円ということもやっておられます。だから、そういうことは和東町では絶対できないと思いますので、あの辺にそういうような住宅、3DKで結構です。そういう住宅ぐらい建てていただいて、人を呼び込むような施策をとれないかと思うんですけど、その辺は、町長、いかにお考えでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

施策についてはそれぞれいろいろと各町村、工夫をされているわけでありまして。その工夫が実行に移せる条件も整っているところがあります。大きく人口が伸びているところは働く場所が周囲にあって、そして、働く場所が周囲にあるわけですから、住宅を確保するというところが、村であったかて、何万という市にならなくても村で存続させているところがたくさんあるわけですね。そういうことを考えていくと、和東町も周囲は非常に働いてもらえるところがたくさんある。そういう意味では、先ほどのように、トンネルを見据えた将来のまちづくりというのも、これはなかなか希望を持てるだろうと私はまちづくりに思っております。

それと、今、言われたことも含めてですね、私たちに一番大事なことは、各課それぞれ所管しております。その所管の中の所管事項というのがいろいろあると。住宅の関係もあれば税の関係もあったり、いろんなところを皆それぞれ持っているわけです。その中で、自分の課の中ではどういうまちづくりが大事なのかという新しい施策というのもそれぞれ検討してやっていくという、そういう中で、今、私たちはそれぞれのまちづくりということが大事だと。まちづくりという方向でそれぞれ持っている中で、何か新しいということを常に私たちもこの内部の中でも検討しているわけです。そういうことを踏まえて、全部が実現するかは別として、やっぱり和東町に合ったまちづくりをそれぞれの所管の中で必要なものを考えていくということにしていかなければならないと思っております。これが先ほど言われたふるさと納税の利用もそうなんですけれども、どういう形でしていくと和東らしいとか、そういう工夫が私はこれから大事だというように思っております。

今のままでいいんだということやなしに、やっぱりそれぞれが創意工夫をして、和東町のまちづくりがいかにあるべきかということを考えていかならん大事なときだ

と思っております。

それと、先ほどの第5次まであと2年しかないわけでございます。その前に、そういう方向に向けてきちっと位置づけていくということで努めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

それと、先ほど婚活の話をさせていただいたんですけど、先ほどの課長の話では、過去に商工会が行ったというようなことで、昔やったら世話好きのおばあさんあたりがいて、いろいろ取りまとめのほうに努力いただいたんですけど、今はプライバシーがかなり言われるようになって、そういうことで離婚の方も多いかなと思うんですが、今のところこういう婚活の世話ということは考えておられないんですか、その辺、課長、答弁をお願いします。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

最初の答弁でも申し上げさせてもらいましたが、確かに京都府では、子育て対策課が婚活の中心を担っております。和束町でいいますと、該当するのが福祉課、地域力推進課、総務課あたりになるのではないかというふうに考えております。それぞれの課が連携して実現できるものであれば検討は進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

ご努力のほうをよろしく願い申し上げます。

そして、最後、先ほど防災無線のほう、町長のほうは否定的な考え方を述べていただきました。先ほど南山城村と京丹波町がやっておられるということで、これはやはり木津川市とか宇治市とか大きなところはなじまないと思います。これは小さなまちだけのできることであろうかと思います。

皆さんも経験があろうと思うんですが、今の時期になってきますとね、喪中のはがきが来ます。ところが、1月、2月ぐらいに亡くなっておられたら、今さらながらというような形で行けないケースも多々あると思います。やはりその辺ね、国民性からすると、私らも思うんでは、義理を欠いてしまったと。結局、皆さん、お父さん、お母さんの告別式等をやっておられたらいろんな方が参列していただきます。だから、一つとして、義理が残るといような形になってきますので、義理を返したいという気は誰もあろうかと思います。

南山城村の役場へ不都合はないですかと聞いたら、今のところは不都合はございませんというような返事がありました。先ほど初めの話にありましたように、これはやはり住民サービスとして、これに反対される方はいらっしゃらないと思います。高い保守管理料も払っておられるんですからね、活用するのに何ら問題はないと思うんですけどね、これも住民サービスとすればできると思います。その辺、もう一度答弁願いたいと思います。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど総務課長の話もありましたように、風土もあるのかなというふうに思いました。住民が本当に知りたい、そしてできるということであれば努力はすべきだと思いますが、もう少しどういうところに和束町としては難しさがあるのか、ここを明らか

にする必要があるのだろうと。

私もよくそういうときに直面したときに、このごろ葬式そのものも家族にするとか、連絡はしないとか、する、しないという声をたくさん聞いてきて、大きくさま変わりしてきているなど、これも受けてのことだと思っております。そういうことも踏まえながら、法的な面があるのか、また今の風土の問題があるのか、またいろんな問題があるのかを含めて、いいことであれば実現したらいいけなんですけど、一つ、一歩出れないところの内容というのももう少し掘り下げていきたいというように思っております。

そして、それを乗り越えるならば、今、村山議員が言われましたように、大きな固守していく問題ではありません。全員が喜ばれることをやるわけですから、そして経費がかかるわけじゃないわけですから、少し時間はかかってもそれが何であるかということをはっきりさせて、それだったらどうだということを考えていきたいと、そういうふうに思いますので、わかったかわからないような答弁になりましたですけども、私自身もその辺のところを全部精通しているかといったら、してない面があります。確かにそういう面でもう少し確認してまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

3番、村山議員。

○3番（村山一彦君）

町長、先ほど私も初めの一般質問で、もちろん当事者の了解を得た先のみです。うちは質素にやりたい、静かにしておいていただきたいというようなところは、それはもちろん外すべきだと思いますので、前向きなご検討をお願いしたいと思ひまして、これをもって私の一般質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午後 0 時 0 2 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

藤井清隆議員。

○2 番（藤井清隆君）

議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、再生可能エネルギー推進への手だてはということで、本年 4 月、国のほうでは第 5 次環境基本計画を策定いたしまして、今後目指すべき社会像として「地域循環共生圏」を掲げております。これは各地域がそれぞれの地域資源を生かして自立・分散型の社会を形成し、地域間で補完し支え合うという考え方で、国連の「持続可能な開発目標」（SDGs）の実現にもつながるものです。また、我が国は、パリ協定に基づいて 2050 年の CO₂ 削減 80% を目標にしております。

そんな中、本町における地域資源を活用した循環型社会実現のための、また災害にも強い再生可能エネルギー推進のお考えはどうか、お尋ねします。

そして、具体例といたしまして、（1）小規模水力発電導入の考えは、（2）木質バイオエネルギーはどうか、（3）太陽光発電の可能性は、以上についてお尋ねいたします。

次に、真に医療費削減につながるものは何か、肉体の延命よりも納得のいく死をとということで質問申し上げます。

医療費・介護費が増大を続けております。国は必死に抑制しようとしていますが、少子高齢化の中、とどまるどころを知りません。そこで、小手先の技術ではなく、精神論を踏まえて考えてみたいと思います。

（1）医者や薬に頼らない自然治癒力を基礎に据えた自己診断法などによる医学的

知識の普及を図るのはどうか。

(2) 医療費の利用者負担をふやす。現今の所得による医療保険料格差に加え、利用の程度に応じて保険料を増減させる仕組みはどうか。病気の大半は生活習慣病なのであるから、患者の自己責任を明確にする意味でも負担をふやすべきと考えるが。

(3) 特に高齢者については、少しでも長生きをと考えるのが一般的であります、潔い死、尊厳死を目指すこと、従容とした死を迎えるように日常の生に死への準備というものを取り入れる、そういう試みが求められると思いますけども、それについてはどうお考えか。

以上、お答えいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま藤井議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

最初に、再生可能エネルギーの推進ということであります。

和東町の手だてはいかがかというご質問であろうかと思っております。これは非常に世界的な、国際的な問題であり、ご質問にもありましたように、2050年のCO₂削減80%を目標にしております、いわゆるパリ協定ということに基づいて目標を掲げているわけなんです。そして、ことしも第5次環境基本計画を策定し、国はこれに大いに取り組んでいるところであります。これについては、国際的にも日本にとりましても大きな課題であろうというように思っております。

そこで、1、2、3と小規模水力発電導入の考えとか、木質バイオエネルギーはどうか、太陽光発電の可能性はと三つに分けていただきました。こういった課題という観点から、一つずつ和東町はどうだろうかと、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

小規模水力発電導入というのは、昔は和東町もこうした小規模の発電所を何カ所か持っていました。そうしたことから、そういう可能性というのはあるのかなというように思いますが、ここでしたら関西電力とか企業ともその辺のところは協議をしていかなとなかなか難しい問題があると。だから、全て否定じゃなしに、今までからそういう箇所もあるということで、こういう機会があればいつでも考えられるところではないかというように思っております。

それと、木質バイオということでございますが、これはペレットなんかをつくってですね、よく農家なんかはハウスもの等にいわゆる重油を半分、それからペレット半分というのが普及してきているところがあります。だから、そういう意味では普及というのは大事だろうと思っておりますが、そういう意味では、これからいろんな意味で、ペレットだけやなしに生活の中で割り木とか昔の炭とか、そういうものもあるわけでありますので、そうしたことも含めて、生活の中で考えるというのも私は大事なことであろうかなと思っております。

ただ、ペレットをつくるのは和東町1町でというのはなかなか難しいわけでありませう。これは岡山県の真庭市ではそうした取り組みで、さきに間伐等を利用したいろんな取り組みがあるわけでございますが、京都府北部でもそうしたいろんな工場が具体化しているということであるんですが、南部では今のところありません。こういうことを考えるのは広域で考えていくことだろうと思っておりますが、しかし、生活の中に割り木とか、もう一つは炭だとか、そういったことには可能性があるのかなと思っております。

そして、今も和東町では雇用促進協議会のほうで間伐を利用した生活を見直しているということで、今そういった面でも取り組んでいただいておりますが、この辺の可能性があればですね、高齢者にとっても生きがいと、また、今までの経験を持っておりますので、それを利用して、そういう社会に参加できる可能性もあるだろうというように思っております。これも大きいところはだめですが、そういう方向

で検討して、大事なことだというように思っております。

太陽光発電にしても、これは大きく分かりますね。一つは家庭でやられておると。もう一つは非常に規模の大きいところと、こういうことであります。これは今、国のほうで大きな問題は、買い取り価格の問題があらうかと思えます。それが来年の4月までできなければ、今までの約束した買い取り価格はなしと、こういうことになってきますと、なかなか普及というのも大変だろうというように思っております。

しかしながら、家庭でやられているとか、いろいろご苦労いただいておりますところもあるわけなんです、そうしたことも大事だと。

総じて言うならば、こういった方向に目を向けながらですね、できるところは努力していこうと。そして、和東町の身の丈に合った考えでも、やっぱり取り組むべきことは取り組むと思えますが、現実問題ではなかなか難しいということであると思えます。

しかし、さきにも言いましたように、国にとりましても、世界にとりましても、CO₂を減らすと。今この80%を目標にしておりますが、これの実現は非常に難しいと言われております。国のほうでももう少しこれを達成しようと思ったら、いま一度の施策をとらないとなかなかいかんだろうというように思っております。そういった方向も私は見定めていきたいと思っております。そういう意味で、非常に重要な問題であり、大まかな考え方を申し上げたところで恐縮でございますけども、そういった国策という点もあらうかと思えますので、こういった面も踏まえながらですね、国の動向を見ながらこれからの和東町も考えていきたいと、こういうように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、真に医療費削減につながるものは何かと、1、2、3の具体的については所管課のほうから答弁しますので、よろしくお願ひします。

真に医療費削減につながるものは何かと、これは非常に精神的な面を強調してご質問いただきました。私も非常にここは日ごろの和東町のまちづくりにこれを取り入れ

ていきたいと。いわゆる一番大事なのは、私は、私たちの生活をどうしても頭でっかちで考えてきていますが、もっと基本的には、自然に謙虚に生きなければならない。

私たちは日ごろから茶源郷を掲げている一つには、元気でいつまでも生きがいを持って、いつまでも現役で暮らせるような地域づくりはどうだろうか。今の社会は食べ物であればですね、好きなものは食べるけども、嫌いものは食べないと。楽なことはええけど、しんどいことはかなわん、そういう打算的、合理的な考えが支配されているわけですが、これからのまちづくりというのに通じるわけんですが、人間もやっぱり汗を流しながら、そしてできることはいつまでも現役で、そして考え方はポジティブに生きることが大事。そういう意味では、65歳から高齢化、70歳から何とかと、これよりもやっぱりいつまでも現役なんだと。若々しいという考え方をまず自分自身が持って生活しないといかんのかなと。そのためには、私たちは自然的な生き物でありますので、自然の摂理というんですか、それを取り入れて、自分も自然の一部だということから自然に謙虚に取り組んでいく。そういう意味で、いつも元気にいくということは私は大事だろうとっております。

茶源郷の目指している和束というのは、むしろそういう町じゃないでしょうか。そういうことで考えますと、私はこれは大事だというふうに受けとめ、今後のまちづくりにもそういったことを推進していきたいと思えます。

ただ、具体的に言うておられるのは大変難しいなという面があります。例えば、そうして一生懸命頑張ったもの、また、生活習慣病と言われておりますが、それと戦って一生懸命頑張ったものは何とか保険は安なるけども、それによって頑張らないといったら変な言い方ですけども、そういうところでも何もしてなければ負けてしまったら差をつけて将来の医療費どうのこうのというように受けとめたんですけども、正直なところ、ここの考え方としてはよくわかるんですが、行政の制度としてのせるには非常に曖昧な難しい判断がありますので、行政の判断というのは客観的な、そういった条件に合わせて取り組んでいくというところでありまして、主観的な面というのは

非常にどちらかというとなかなか難しいところでもあります。だから、客観的なところに合わせてこの制度が構築できるかというたら、今のところ不安に考えます。

これからAI技術とか、いろんなことが進んできて、こういうことになるのかなというように思いますが、今のところではこれはなかなかこういう考え方で、いわゆる保険料とか、そういった医療費を下げていこうということには難しいのかなというような感じはいたしております。

しかし、この趣旨というのは十分理解できる。むしろ、そういうことやなしに生活習慣病に負けない強い、日ごろからそういう取り組みをしていかなきゃならない。そういう福祉健康行政を考えていかなきゃならない。

そういう意味で、それぞれ最近はそれなりに1人1人おのおのが取り組めるスポーツ活動、ウォーキングだとか、いろいろあるわけですがけれども、そういうのが組み込まれ、みんなが積極的に取り組めるような地域づくりをしていけたらいいなというふうに思っております。そして、それが健康につながるのであれば大事なことであります。

私は、今、和東町の茶源郷という中で、ご案内のとおり、温泉じゃありませんけども、緑線というコースを認定していると思います。あれは、今、パソコンとか、ああいうので目から健康を害しますので、いわゆるウォーキングをしながら、緑を見ながら健康にしていこうという、免疫力を高めよう。免疫力が非常に大事なことでありますので、その免疫力を高めようというのが大事なことだと思っております。いわゆる健康もバランスだと思っておりますね。そのバランスをどう持とうかという中で、やっぱりウォーキングとか大事だと思っておりますので、緑線コース、そういう意味で指定しております。長井のことと和東緑線コースというようなことで指定しております。でき得れば全国にこの緑線コースをそれぞれ指定したところが日本全国緑線協会にも組み込まれたらいいなというように実は思っておるんですが、これもそういう意味では健康を生かした地域づくりにつながるものであろうというように思っております。こういうことを深めて、みんなが元気になるような地域づくりということでは大きなヒントを得ているというように

思っております。

次に、3番でございますが、特に高齢者については、これは尊厳死とかいろいろと議論されるところでありますが、私、この場で、そうですねなかなかいかないわけなんですけども、いわゆる今一つよく言われておりますのは、終活とか、いろんなことを言われております。こういう意味で、やっぱり人間はいつ死と向き合うかもわからないわけですから、そういう意味で私は、常に毎日毎日を元気にいく。そして、毎日毎日謙虚で、そして毎日をきちっと暮らせるような生活リズムこそ大事なかと、こういうように思います。その延長にこれがあるのかなと思います。

そういう意味で、生かされるという謙虚な生き方は非常に大事だと思います。往々にして人間中心に考えてしまうわけなんですけど、いずれにいたしましても、二つの真に医療費削減につながるものは何かというご質問は、総じて言うならば、茶源郷和東のまちづくりにつながるものだと思っております。最後には、茶源郷活動の実現のためにさらに頑張ってもらいたいということで、あとについては、細かい具体的なことについては課長のほうから答弁いたしますが、そういう意味で、ひとつご理解のほうをよろしく願いいたします。

藤井議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、（1）の小規模水力発電導入についての考え方についてをお答えさせていただきたいと思っております。

現実、国のほうからの調査もの等で水力発電の考え方については水道施設で行えないかという検討の調査が入っております。ただ、本町の場合は、現在、取水につきましては湯船の鎌倉谷の取水を一つ行っているだけでして、ここでの水力発電という考

え方になるということで想定はするのですが、水量の関係等もございまして、なかなか水力発電まで持っていくのは難しいというのが現実の問題でございます。

この後、省水発電とか、いろんな方法がまた出てきた中では検討はしていきたいと思えますけども、現段階の取水での発電というのはなかなか難しいということで、現在のところはそのような回答をしているという現状でございます。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、1. 再生可能エネルギーの推進への手だてはの（2）木質バイオエネルギーはどうか、それと（3）太陽光発電の可能性はについて答弁させていただきます。

2番の木質バイオエネルギーはどうかについてでございますが、1番、3番につきまして発電の関係が出ておりますので、発電の関係のところでお話しさせていただけたらと思います。

再生エネルギー推進のための木質バイオエネルギーについての活用においては、木質バイオマスは、昔の薪や炭などを燃料としていた時代は当たり前で各家庭で利用されているものでしたけれども、化石化資源により、薪や炭の利用は減少してしまいました。

木質バイオマスの利用メリットといたしましては、藤井議員がおっしゃるように、二酸化炭素の排出の抑制、地球温暖化の防止、廃棄物の減少、循環型社会の形成に役立つのですが、その原料となる木質バイオマスの確保・活用は重要な点でないかと思えます。

現在の木質バイオマスとしては、樹木の伐採や増材のときに発生する枝、葉っぱなどの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこくずなどのほか、住宅の解体材

や街路樹の剪定枝などの種類があるようです。しかし、これらを調達するには森林作業が活発に行われ、バイオマスが途切れないことが重要であったり、住宅の解体材、街路樹の剪定枝にあっては、町外からの搬入を受け入れることが必要で、継続したバイオマスの供給が事業の成功に必要なかと思えます。

また、事業の施設規模をどう考えるかでもありますが、集まった大量のバイオマスを保管する場所の確保、発電施設としての建設場所であったり、課題はたくさんあると思えます。

次に、3番の太陽光発電の可能性についてはでございます。

和東町は、太陽光発電事業に能動的に取り組むということにはございませんので、可能性をお聞きになられての回答は持っておりません。

しかしながら、和東町といたしましては、現在、景観条例の制定を進めているところであり、和東町の山、畑の風景にソーラーパネルが設置されるということは、景観条例との整合性を図る上でいかなるものかと考えているところでもございます。

地域資源を活用した持続可能な地域づくり、循環型社会形成や環境の保全に関して、再生エネルギーの取り組みは重要なことと考えておりますし、否定することはございませんが、個人家屋の太陽光発電ならともかくといたしまして、傾斜地や土地形状を変更するような太陽光発電施設の設置は災害を誘発する可能性もあり、事業ごとの協議や検討を持って慎重に対応していくことが必要でないかと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、私からは、藤井議員からの一般質問の2の（2）につきまして答弁申し上げます。

ご質問については、医療費の利用者負担をふやす。現今の所得による医療保険料格

差に加え、利用の程度に応じて保険料を増減させる仕組みはどうか。病気の大半は生活習慣病なのであるから、患者の自己責任を明確にする意味でも負担をふやすべきと考えるがということでございます。

まず、国民健康保険税につきましては、市町村が課することができる税目として、地方税法第5条第6項第5号で目的税として規定されております。さらに、国民健康保険税の詳細については、主に、同法第703条の4で規定されております。第4項では標準基礎課税総額、第13項で標準後期高齢者支援金等課税総額、第21項で標準介護納付金課税総額として次の三つの方式のいずれかを採用することとされております。

一つが、所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額、いわゆる4方式と呼ばれているもので、本町ではこれを採用しております。

二つ目が、所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額、いわゆる3方式と呼ばれているものでございます。

三つ目が、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額、いわゆる2方式と呼ばれているものでございます。

以上のことから、ご質問にあります利用の程度に応じて保険税を増減させる仕組みというのは、現下の法制度のもとでは保険者としての市町村には採用する余地はないのではないかと考えるところでございます。

ただ、保険者として医療費の抑制というものは喫緊の課題であります。特定健診や人間ドックを初めとして、健康教室など保健事業の取り組みを充実し、保険者努力支援制度での加点を目指しながら、被保険者の皆様が健康で生き生きと過ごしてもらえるようにすることが医療費の抑制につながります。そして、医療費の抑制は、国保財政における必要額の節減にもつながります。つまりは、保険税の軽減につながると考えるところでございます。

以上、藤井議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、藤井議員の一般質問に答弁させていただきます。

大きな2の（3）特に高齢者については、少しでも長生きをかえるのが一般的であるが、潔い死、尊厳死を目指すこと、従容とした死を迎えるように日常の生に死への準備を取り入れていく試みが求められると考えますがどうかについてお答えさせていただきます。

今、相楽市町村と相楽医師会とで在宅医療介護連携推進事業というのを行っております。その事業の一つに看取りカフェというのがございます。住みなれた地域で医療や介護を受けながら人生の終末期を自分らしく過ごせるように、ご本人やその家族の方に在宅での医療や介護に関する講演や情報提供などを行っているところでございます。

これで私の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、再生エネルギーについてですけれども、エネルギーについてはですね、やはり今までのところ国の政策ということで、どうやって電力を確保するかというのは地方の各地域で大きな電力会社、関電とか東京電力とか、そういうところが皆、引き受けてやっております。任せてありましてね、そこでやっているわけですが、ことし北海道の地震のときにも停電が何日も続いたりとかありました。また、そのときには国のあり方というのは大規模集中型やってるわけですから、需要と供給を調整せないかと、そういうところでミスマッチングですよ、マッチングしてないとドラッグア

ウトを起こすということもありますので、ですから、そういう集中型というのは、いずれにしたって問題が多いと。せっかく再生エネルギーを広めようと思っても送電線につなげないと。

本年、九州のほうでも休んでもらうと。太陽光を休めないとだめなことになったりありましたね、集中型でなしにやはり分散型に持っていかんといかんと。地域を分散して、複合的なエネルギーをやっていこうということが理想としてはあるわけですが、現実にはこれから規制緩和やいろいろやらんといかん課題がありまして、それで、市町のほうでは余り進んでないという現状なんですけど、京都府とかにおきましてもエネルギー問題ですね、一括してやっているのかどうかですね、どうなんですかね、そちらの進み方の意思と申しましょかね、府のほうではエネルギー問題に対してどういう取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

答弁させていただきます。

先ほどもありましたように、国も第5次環境基本計画を策定して、それから先ほどの答弁と重なりますが、目標値を定めてやっているわけですから、それに何とか近づけようと思って、国のほうでも積極的に取り組んでおられます。当然、京都府の中でもそういったエネルギー問題は大きな問題となっております。

あわせて、災害が起こったときにいろんな事例が出ました。集中してやるとまた大きな問題があるということが発生したわけです。今、言われたように分散型ということになるわけですが、それも一つだろうと思いますが、しかとて、私が先ほど答弁させていただきましたように、会社とか、またどこかでここがどうだろうかという具体的な話になっていきますとですね、そういった話の余地がありますが、うちのほうからのこの水路、先ほど建設事業課長が答弁いたしましたように、本当に分

散型の小さいのでいけるのかということはまだ協議に上がったこともなきゃ、何もな
いわけですので、和東町に関してこれに対応して、そういう小口の発電所とか、また
つくり上げようかというのは、今、具体化しておりませんし、その協議も今やってな
い。しかし、全体的には必要だということだというふうに思っております。そういう
ことでご理解いただきたいと思います。

和東町もこれで協議とか、いろんな水路で協議ができるような条件がそろってくる
とですね、そういう場合も来るかと思えます。それはやっぱり先ほどの国とか府の指
導、協議をしながら前向きに進めていくということですが、今、そういうような段階
は何ひとつないわけでありますので、そういうことでご理解いただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

そういうのは国からの具体的な指導もおりてこないという段階では、まだ地域で動
くのは難しいかもわからないですけども、やはり何にいたしましても、地域の動きで
すよね、こしらえていかないとなかなか進んでいかないと思うんですけどね。

そこで、まず、水力発電ですけど、戦前とかは多かったんですけど、戦後どの程度
の利用があったのか。水力の場合にはいろいろ細かい技術が必要だと思うんです。だ
から、そういうところが伝承されているのかどうかということですよ。その点、い
かがですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

先ほどの答弁では、簡易水道ということで答弁させていただきましたけども、水力
発電等々の件に関しましては、以前の担当のときにもやっておりましたので、若干の

知識はあるので答えさせていただきます。

現実ですね、約3メートルぐらいの落差のところでは水が安定しなければならないというのが水力の問題があると聞いております。これだけの安定した水量を持って発電をします。これも1軒の家が動かせるかというような話の部分でございます。

あわせてして、今、スクリュウという方法があると聞いております。これにつきましてもほぼ1軒とか2軒とかの小規模の話でありまして、一定、町として整備する場合、和東町全体ぐらいの電気を発電しようと思いますと、なかなかそういう水力では発電できないという状況もございまして、現在のところ、国が勧めておりますのは、浄水場等のところで取水の水を活用した中での発電というのができないかという検討・調査は現実うちのほうも受けておりますが、今のところ具体化されていないのが現実でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

それと、水力発電をやろうと思うとさまざまな制約というんですかね、水利権の問題とか許可の方法とか、複雑というかね、そういうふうにも聞いていますけども、その点ですね、以前よりも簡単なものになったのかどうなのかですよ、そこら辺はどうですか、河川法とかの関係の。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

水を利用するという意味では、水利権という問題も出てくるかと思っておりますけども水力の場合、そのまま水を還元させますので、そこに施設をつくるという問題があると思います。

ただ、水力につきましては、ある一定の水量でかなりの規模のものをつくらないと和東町自身の電源を持てないということがありますので、小水力でやる場合、個々1軒ごとに行うとか、それから集落で何台かを設置して行うという話になると思うんですけども、現実問題、和東川の水が各山へ流れてきているところで、それだけの安定した水量がないというのが現実問題の中にございますので、その辺については機械の性能とそれから今後の流れに合わせて検討していくということになるかと思っておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

水力については、そう大きくなくても小さいのをたくさんやらないと意味がないとか、集めてやることに地域の振興についての大きな意義があると思っております。

水力に関しては以上なんですけど、木質につきましては以前も質問させてもらったんですけど、地域の森林の状態なんかを見てますと相当に荒れてますし、間伐とか、そういった利用できるものをしないともったいないという感覚が働くもんですから、やはり地域で何とか利用したいと思ひまして質問させてもらっているんですけど、小さくは薪とかチップとか、そういったものを利用ということになるんですけども、今、ボイラーですね、薪のストーブが、今、普及しつつあるんですけど、薪ボイラーというものがあまして、これに温水をためて、ヨーロッパのほうなんですけどね、薪ボイラーをつくりまして、そこで朝仕掛けますと自動的にくべといたら保温すると。そして、それを利用する。温水もありますし、風呂ですね。

それと、また、これは地域で導管をつくりまして、小さいブロックで給湯ですよ、それを利用して暖房したりとかということも進んでおります。地域でボイラーを使うという、そういうのはどうなんですかね。可能性として考えておられるか。

○議長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ボイラーをどうのこうのという地元からのご意見というのは私もお伺いはさせていただいておりませんが、最近やはり環境に配慮した形の中でペレットしておる。先ほど町長がありましたように、ペレットを使つてのストーブであった、薪を活用してピザを焼いたりという中のお店もあるようでございます。やはり循環型社会形成の中で、都市部であったり農山村部であったりがそれぞれの中で循環しながら環境を守っていくというような形の、先ほどからあります第5次環境基本計画というところの中で、それぞれのまちのそれぞれの取り組みの中で循環型社会形成ができるようなお話も聞いております。そこら辺のペレットの送付であったりして、最終的にそこら辺はそのお宅の方の好みであったりライフスタイルの中で考えておられるものかなと。ですので、私のほうには何かあるかというようなところでお問い合わせがあったんですけど、そういうところについては耳にしていないというところがございますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

それと、木質の発電についてはですね、先ほどご指摘もあったように、木を燃やすと熱が出るんですけども、それは熱として利用したら80から90%ぐらいの効率上がるんですけど、やはり発電となるところはかなり30%以下とか熱効率が悪いです。それを大規模にせないかんとかということになると、山間地の広いところ、木材の需要のあるところでないとなかなか供給しかねるという点がありますので、今ここで言うほど簡単ではないのかなとは思っております。

続いて、太陽光ですね。

太陽光については、僕が考えているのは、水力とか木質というのは地域の雇用ですね。木を切り出したりとか、そういうことですよね。森林の整備が進むとか、あるいは川、自然を利用することで自然に対する思い入れとか感謝とか、そういうものが広がっていくという、そういう認識があって水力とか木質がいいと言っているんですけども、太陽光につきましては風力と一緒に、工業製品ですので、それを置くというだけで効率はいいんですけど、先ほども言われたように、環境の問題でありますとか地域の防災上とか、いろいろ問題がありますので、大規模にするのはネックが高いのかなと思っています。

それで、その次の2番の医療費の削減ということなんですけど、今、医療のほうでもかかりつけ医制度というものができまして、患者が病院へ行く場合は行ってもらって、そこから紹介で大病院へ行くとできています。これは結構なことじゃないかと思うんですね。大病院でいきなり来られても集中して大切な緊急の患者とか、いろいろ重病の方なんかの支障になるので、ちょっと風邪ぐらいでたくさん来られんようにということで整理するという意味でつくられたと思うんですけど、このかかりつけ医の整備ですよ、大病院との兼ね合いというかね、そういうのはうまくいっているのかどうなのかにについてお聞きできますかね。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

ただいまご質問ありますように、今まではどこの病院でも行けておったんですけども、そうなってくると大病院とか総合病院に全部集中してしまっていて、重い病気の人がいたときになかなかかかれない、こういう問題がありまして、急性期病院とかかりつけ医。だから、今、山城病院が一応急性期病院になっております。そこへ直接行くと受けられるんですが、初診料が非常に高くかかる。ここでしたら山城病院が急性期へ

行っても安定してくると、安定期にはまたかかりつけ医へ戻ると。だから、各家庭では全てかかりつけ医を常に持っておきましょうというのが一つの今日の大きな制度になっております。

和東町でしたら開業医さん、そして診療所、その辺のところではいずれか合ったところをかかりつけ医としてご利用いただけたらありがたいなと思っております。

そして、その紹介で急性期病院へ行く。そしてまた、急性期病院で安定期に入るとかかりつけ医へ行くと、こういうことをご利用いただくというのが非常に大事かというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

それで、今、医療といいますと、どこでも大体西洋医学中心になっていると思うんですよ。特に、西洋医学と申しますのは、客観性であったり普遍性ですね、統計的なデータに基づいて判断するとか、そういうことが得意なんですけど、慢性病であるとか、そういったことには弱いですよ。それでそれを補うために代替医療ということで、例えば漢方であるとか鍼灸、東洋医療なんかはアーユルヴェーダとか、そういったものを使いまして行う医療として代替医療、それから相補とかいう呼び名で呼ぶんですけども、代替ということは西洋医学の手法を中心の考え方だと思うんですね。それで、東洋医学が注目されているというのは、やはり自然治癒力を尊びまして、心身のバランスを整えるとか、慢性病とかにも適用したような医療だと思うんですね。

それで、かかりつけ医がいいと思うのは、そこで一応いろいろ判断していただいて、それで病院に行ってくださいとか、いかないという選択もあると思うんですよ。それは医師のさじ加減なんですけども、私が申し上げますのは、医療費を削減すると思うんですけど、医療をなるべく使わないように、何といたって医療へ行ったら治療してもらえるんですけど、日本人の心象としてね、医者信じ過ぎているのではない

か。あるいは、医療に対して自己判断に頼らずに、すぐに医者に頼ってしまう。医者へ行ってとにかく薬をもらいたいと。何かおかしいところがすぐに行くと、そういう体質が医療費の増大を招いていると。だから、自己判断というんですけどね、やっぱり自分の中の自然治癒力というのはですね、病気を治すのは自然治癒の力ですよ。免疫であったり自然治癒の力が直すんで、医者はそれの手助けをするだけです。薬も補助的なものであって、そここのところを履き違えて、すぐに医者という格好じゃなくて、まず自己判断と、その判断し得るような力を教育ということですよ。これは成人教育、学校も含めてですけども、そういうものの取り組みを行っているかどうか、医者へ行く前に自分で判断するというような教育とか見識を養うような教育とかか普及活動、そういったものについてやっておられるかということをお聞きいたします。

○議長（岡田 勇君）

藤井議員、今、教育ということをおっしゃったんですが、通告書にはそういうことは何もないんですけども。

それと、もう一つは、答弁者がかかりつけ医療とかにつきましても、事務長なんですけども、それも通告書にないんですよ。ちゃんとしてもらわないと、どなたに質問を聞くのかということになりますので、だから、その辺は十分注意していただきたい。

だから、教育の話は一切ここにございませぬ。通告書の関連質問をお願いします。

○2番（藤井清隆君）

だから、1番に、自己診断による医学的知識の普及を図るのはどうかと書いていますので、教育というより普及についての1番なんですけど。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

私たちは今、窓口で進めておりますのは、それぞれ日ごろからかかりつけ医を持ち

ましようということだと思います。

そして、今までかかりつけ医と相談されて、そして急性期病院なるのか、もっといろいろなるのか、また、急性期へ行かれても先ほどのように、安定期を迎えるとまた戻っていく。そうすると、先ほど藤井議員が言われますように、あっち行き、こっち行き、たくさん医療関係へ行くことがなくなるだろうと、こういう思いもあって、まず、自分のかかりつけ医を持っていただきましようというのは、今、普及という話ですけれども、窓口でそういうふうにしていきましようねということとは広報紙を通じて、また、いろんなところで申し上げております。当然それは大事なことだと思っております。かかりつけ医のできた制度は、そうしたことが趣旨で生まれました。そういう意味ですので、今後とも藤井議員が言われるように、住民に徹底してまいりたいと思っております。

ただ、よく言われるのは、非常に難しいところは、全て何でもお医者さんやなしにですね、日ごろから自分の免疫力を高めて健康体をつくっていく努力をしましよう。これは医療じゃなしに保険制度の中で考えていかなきゃならない。

和東町も今まで保健・福祉ということで、福祉計画に基づいて健康な生活を送っていただこうということで保健師を配置して、そして住民の相談にも乗っております。そして、病気になればかかりつけ医へ行く。そして、重くなってくると急性期病院へ行く。こうして一本に絞ってですね、あっちこっちかけ持ちやなしに、かけ持ち的なことは避けていしましようというのが大きな流れにありますので、今後もそういった方向で行政は当たってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡田 勇君）

2番、藤井議員。

○2番（藤井清隆君）

2番についてですけれども、2番の件については医療費の利用に応じた国の制度とし

て、そういうのは町村でできないということですので、それを法律上、いた仕方ないことかと思っています。

それで、3番なんですけど、やはりある程度高齢になりますと、死というものについて考える習慣とかそういったことですよ、ちょっとでも長生きしようかと案じるんじゃないなくて、やはり今、高齢者と言われる年齢になったら、いつ死と向き合うかわからないわけですから、ふだんから準備をしておくということですね。

それと、また、これは介護なんかにも通じるんですけど、いつまでも命を長らえるために延命治療をするというようなことをやめていくという方向で持っていくのが一番いいのではないかと思うんですよ。

北欧なんかですと、寝たきりになったりすると、目の前に食事を置いておきまして、それで手をつけられなかったらそれで引き上げると。無理やり食べさせるようなことはしない。そのまま下げてしまうということをやっています。

そこは三宅島あたりですと、栄養をとらんと横たわっている人に水だけを置いておいて、あとは見とるということですよ。そういったことをやっています。これは自然死なんですけどね。

フランスなんかでは、老人医療の基本はですね、本人が自力で食事を嚥下する。それができなくなったら医療の仕事は終わりですよ。後は牧師の仕事ですよというように、こういうような伝統があると。

国とか地域によって違いますので、生死に関する考え方は違うんですけど、しかし、いずれにしても、一番合理的なというか、一番まともな判断というのは、やはり本人が食べられなかったらしょうがないと。無理やり食べさせるとかというのは体にもよくないですよ。もう消化しないんですよ。そういう人に食べさせるということは愚の骨頂ですので、苦しみを与えるだけですから、だから、ここもそういったことで控えていただくと、こういう考えなんですけど、これについてご意見を。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

非常に難しいご質問でございますが、まず一つは、人間にとりましてそれぞれの人格があるわけでありまして。そうしたことを考えますと、制度でこうだというのはなかなかできるものではありません。今、言われておりますのは、終活について元気なうちからみんなで考えておきましょう。そして、本人さんの意思を十分尊重しましょうねと、こういうところは話し合いでいけるとは思いますが、今、言われた医療費、そして制度で水だけとか、それで行きましょうねと。これは日本の今の状態であれば人権問題ということに絡んでくるだろうと思います。十分に元気なうちに終活について話し合おうというのが精いっぱいのところだろうというふうに思っております。

先ほどのところで、私、町の宣伝になろうかと思うんですが、一つ抜けましたので、ここで紹介させていただきたいんですが、和東町の国民健康保険で現在1人当たり医療費がかかっている、これは府下で一番低いところに位置しております。逆に言えば、農業の高齢化、働いている方が非常に高齢になってきて、病院へ行く間はないのかなと、そんなことを思ったりするわけなんです、場合によっては医療けががないのかなということも思うんですが、それはそうじゃないだろうと。やっぱり農業が非常に高齢化してきている中で、60代の人でも現役、65歳、70代でも畑へ行かなきゃならん。そういったことが元気につながるのかなと、このように思いますと、やっぱりいつまでも元気で働きがい、そして積極的に生きるということが大事かなというのは一番最初に答弁させていただいたように思います。そういうことを絡めながら、和東町の生きがい、いつまでも元気で働ける、暮らせる地域づくりということで、私なりのテーマとしております住民とともに目指しております茶源郷をお互いに共有してやっていこうということで、漠然と言いますが、そんな地域づくりだろうと。働く場所がなければどこかの施設へ行くとか、どこかの病院へ行くとか、そうなってしまいます。和東町にはいつまでも年をとってでも働く場所があるというまちづくりも一つは

必要じゃないかなと、そういうことを取り入れたような、それをまちづくりに生かしたようなことを進めていくのも大事だと思っております。

そして、万が一のときには家族で十分相談し、話し合いし、そして納得した方向という、許される範囲内で話し合うのも一つだと思いますので、その点、ひとつご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

藤井議員のご質問というのは非常に精神論が強いところがありますので、そういう意味ではまだ制度がついてきてないということで、また精神論じゃないかな行政になじまない、そういうところがありますので、この辺のところのかたい話で恐縮ですけども、そういう方向でまちづくりをしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長（岡田 勇君）

藤井清隆議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから2時40分まで休憩します。

休憩（午後2時26分～午後2時40分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。

ただいまから一般質問を行います。

第1に、消費税増税に対する町長の姿勢を問いたいと思ひます。

安倍政権は、来年10月から消費税率を予定どおり10%に引き上げる旨を宣言し、景気への影響を抑えると称し、対策にもならない対策に躍起になっておられます。しかし、住民生活や地域経済の実態は増税を受け入れる余裕も余地も全くなく、増税反

対、中止を求める声が急速に広がっております。

そこで、町長に3点伺います。

1点目に、政府の増税方針をどうお考えでしょうか。

国の問題だからといったお決まりで他人事の答弁はきょうは要りません。増税は住民生活、地域経済、まちづくりを容赦なく直撃し、他人事では決して済まないことは明らかであります。逃げずに明確な答弁を求めます。

2点目に、仮に増税が実施された場合の住民生活や地域経済への影響をどのように想定されているでしょうか。

3点目に、来年10月からの増税に反対され、中止を要請すべきと強く町長に要請したいと思えます。

現役の内閣官房参与を務める方からさえ「10%への増税は経済を破壊し、不況と貧困を一層深刻にする」と反対の声を上げておられます。住民の命と暮らし、地域を守ることに何よりも責任を負われる町長としての明確な答弁を求めます。

第2に、水道料金値上げ方針について質問いたします。

1点目に、この間、町は、2020年度に25%もの料金値上げを行う計画を進めておられますが、その計画に変更はないのでしょうか。

2点目に、値上げ方針の撤回を今回改めて求めたいと思えます。その上で、一般会計からの繰り入れ強化とともに、住民への負担を言う前に国や府に対し適切な財政支援を真剣に求め、財源確保に努力すべきではないでしょうか。明確な答弁を求めます。

第3に、公共交通の充実について質問いたします。

この課題は、JRバス撤退以来の懸案と言えますが、残念ながら今なお懸案にとどまっております。その間にまちの様子も状況も大きく変わる中、便利なまちづくりへの課題はますます切実で、待ったなしとなっております。

そこで、大きくは3点伺います。

1点目に、コミュニティバスの検討状況について答弁願います。

2点目に、路線バス運行の改善、路線再編の問題についてです。

一つは、次期ダイヤ改正での改善の方向性について伺いたいと思います。

二つ目には、路線再編の検討、具体化は進めておられるのでしょうか。もし進めておられるのであれば、どのような内容になるのか明らかにしていただきたいと思います。

3点目に、高校生通学補助制度の拡充についてであります。

まず、バス定期代補助制度の拡充に向けた検討状況はどのようになっておられるのでしょうか。ぜひとも来年度当初からの拡充を実施していただきたいと考えておりますが、明確な答弁を求めます。

また、鉄道も含めた通学費全体を対象にした制度への拡充も検討されるべきと考えておりますが、いかがでしょうか。答弁を求めます。

最後に、景観条例の制定の動きについて質問いたします。

町は先日、景観条例の中間案を公表され、今後、1カ月程度の意見公募を実施した上で、来年の3月議会で提案し、成立させたい意向を示されました。

それを踏まえ、2点質問いたします。

1点目は、住民的な議論がまだ不十分ではないかと思えます。形式的な意見聴取で済まらずに、全行政区での説明会の開催や中間案に対するアンケート実施など、最低でも行うべきではないでしょうか。答弁を求めます。

2点目は、基本方針に「景観の保全・育成は、茶業の振興とともに進めなければならない」とありますが、具体的な展望はどのようなもののでしょうか。特に担い手、後継者の育成への町としての思い切った施策が今後必要になってくるのではないかと考えますが、その点についての町の方向性について答弁を求めます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきましたご質問に答弁をさせていただきたいと思いません。

最初に、消費税に対する町長の姿勢を問う、こういうことでありまして、最初から1、2、3と関連づけてお答えをさせていただきたいと思えます。

岡本議員の一般質問に答弁させていただきます。

それでは、最初に、1の消費税に対する町長の姿勢についてであります。

1でございますが、政府の増税方針に対する町長の考え方はでございます。

消費税率の引き上げについてはですね、急激な少子高齢化が我が国で進展する中、子育て支援や医療、介護、年金の財源に充て、お年寄りも若者も安心できる全世帯型の社会保障制度を実現するために必要なものとして、法律で来年10月から施行が決定されているものであります。現在、国会において、このとおりに行く中でいろいろと議論されているというのが現状の問題であります。

次に、考え方について触れさせていただきたいと思えます。

増税が必要とされた場合の住民生活や地域経済への影響をどう想定し、分析しているのかについては、増大する社会保障への財源を確保することは必要であります、一方で、増税の影響が大きいと言われている低所得者や地域経済の担い手である中小企業への配慮も必要であると考えております。

国においては、現在、引き上げ前後の消費の平準化するための取り組みに加え、軽減税率制度の導入など、低所得者に対する支援策や小規模事業者への対策などが検討されているところでありますが、消費税引き上げは全国民に影響が及ぶことですので、国全体での対策が必要と考えております。

次に、3でございますが、10月からの増税に反対し、中止の要請をというようにいただきました。

これについては、増税に対して賛成か反対か、これは現在法律であるわけでござい

まして、国において今、議論され、決定されたものでありますので、私からは控えさせていただきますと、このように思っております。

次に、水道料金値上げの方針についてでございます。

水道料金の改定についてであります。平成29年3月に策定いたしました和東町簡易水道事業経営戦略に基づき事務を進めていますので、現時点では2020年度の値上げについては行う方向で事務を進めたいと考えています。

水道事業経営については非常に厳しい状況にあるということは昨今のマスコミ報道等でもご承知のとおりで、本町におきましても同様の状況であることは言うまでもありません。

私は、現在、全国簡易水道協議会京都府支部長を拝命しておりまして、過日11月には政府関係者並びに関係省庁、地元選出議員などへ要望活動を行い、国の財政支援など財源確保要求を行ってきたところであります。

また、9月議会では、和東町議会から水道法改正に伴う意見書の提出なども行っていただき、安心・安全な水道水の供給に向けご理解をいただいているものと確信しております。

さて、水道料金をどうしても値上げしなければならないのかということについてありますが、安心・安全な水道水の供給を行うためには、良質な水道水をつくり出し、給水するための施設整備が必要不可欠で、本町におきましては、下水道整備や道路拡幅改良に合わせて、また施設統合、耐震化・長寿命化補助制度など最大限活用して計画的に実施してきたことに伴い、旧西部地区の管路を残しほぼ完了し、また、昨年度から水源を一元化できたことで特定簡易水道事業から簡易水道事業への移行もでき、引き続き、今回の水道法改正後も国の補助事業採択要件にも適用することから、補助対象事業として事業採択を得る施設運営になったことは、ここ数年の事業成果と受けとめています。

しかしながら、人口減少はとどまる傾向になく、これにあわせ水道水の使用量の減

少が発生し、料金収入が減少する傾向にあるからであります。

企業会計に属する簡易水道特別会計については、独立採算制が原則であり、安定した経営を維持継続するためには、使用料負担をお願いせざるを得ないという判断からであります。

ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、3でございますが、公共交通の充実についてでございます。

本町の公共交通につきましては、国庫補助の支援をいただき、住民生活に欠かせないバス路線として奈良交通が和東木津線を平日14便、運行しております。

また、昨年10月からは、同じく、国の支援をいただき、南山城村、笠置町、和東町木屋・加茂駅までの広域バスが運行開始いたしました。

特に、木屋地域におきましては、町営バス木屋線休止の代替対策として加茂タクシーの利用に係るタクシー補助を平成27年度から実施しており、広域バスの運行により充実を図っているところであります。

しかしながら、和東町の出生数の減少とともに、小学生や中学生、高校生の通学児童生徒の減少により、奈良交通の和東木津線の運送収入が減少し、国庫補助の基準となる平均乗車密度は平成30年度は2.6人となり、和東町が負担する赤字補填額は3,500万円を超える状況であります。和東町といたしましては、赤字補填が毎年ふえ続けていることから、原山バス停から湯船小杉バス停までの間の路線再編を奈良交通と打診し、一定の提案をいただきましたが、路線再編に係る費用については補助制度がなく、今のところ現状のままの運行の方法が最も財政負担が軽い試算でございました。制度の改正を京都府・国に対して要望していきたいと、このように以後考えているところであります。

次に、高校生通学補助制度の拡充についてであります。

これにつきましては、バス定期代補助拡充に向けた検討状況は、来年度当初からの拡充実施についてでございます。

今、申し上げましたように、年々公費の負担がふえている和東木津線の赤字補填については、これ以上ふえないよう知恵を出し合い、検討しなければなりません。小中学生、高校生の通学に影響を与えない範囲で運行本数の見直しを進めなければならないと考えております。

高校生の通学補助については、運行本数の見直しとあわせて前向きに進めてまいりたいと考えておりますが、いつの時期からはということについては、さらに検討が必要だということをご理いただきますようお願いいたします。

なお、2の鉄道も含め通学費全体を対象にした制度拡充につきましては、今のところ考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、1、2については担当課長から答弁いたしますので、よろしく申し上げます。

次に、4番目の「景観条例」制定の動きについてでございます。

景観条例についてであります。和東町の美しい茶畑景観は日本全国ここにしかない地域資源であり、この景観を目当てにした観光客もたくさん訪れていただいているところであります。日本遺産にも登録されているこの景観に対して、住民の皆さんにも誇りを持っていただくこともさらに和東町のブランド力を高めるため、現在の美しい景観を守り育てる指針として、和東町経過条例の策定作業を進めているところであります。

一つといたしまして、住民的議論が不十分のことではありますが、この景観条例は、平成27年度に策定した和東町景観計画をもとにしており、景観計画策定から今年度まで4年の時間を要しているところであります。

その中で、まず、計画策定に当たっては、区長さん5名や公募による町民の皆さん2名の方にも加わっていただき、検討を進め、計画策定後の住民のアンケートの実施、または全戸配布の景観だよりにより周知を図っております。

また、28年度と29年度には、景観に対する地元勉強会を原山区、湯船区、釜塚

区、白栖区で実施しており、直接、住民の皆さんの意見も聞いてきたところでありませす。

今年度につきましては、条例検討委員会に住民の代表である区長さん6名にも加わっていただき議論を進めるとともに、8月には住民説明会の実施、また景観だよりも発行し、パブリックコメントについても約1カ月半の期間を設け、十分に住民の皆さんの意見を伺って議論を深めた上で条例策定を進めているところでありますので、ご理解願いたいと思います。

なお、条例では、区からの申請により重点地区の指定を行いますので、今後、区での勉強会も実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)についてであります。和東町の景観は茶業の発展により形成され歴史があり、この茶業を守っていくことが結果として景観を保全していくことにつながると考え、茶業の振興を基本といたしまして、条例では方針を示し、条例が成立後に策定する施行規則で支援する分野を決め、具体的な事業は要綱で定めていきたいと考えておりますが、景観条例でありますので、景観保全につながる範囲内での茶業振興策を想定しております。

具体的には、災害復旧や耕作放棄地対策、また農作業をしやすくする農道整備等などが考えられます。

ご質問にあった担い手後継者対策については、条例検討委員会でも現在農家が直面する課題として意見が出されたところではありますが、景観を保全するための農業振興としては、後継者対策は直接的には結びつきませんので、景観条例以外の農業振興策の中で検討していきたいと考えております。

現在の対策は、国や府の新規就農者に対する所得補償や農業次世代人材投資事業、また事務レベルではありますが、農業大学校卒業生を本町に就農できる受け皿体制の協議も府と行っているところであります。

また、農業委員会でも新規就農者の確保、親元就農など支援策が議論されていると

ころであります。新規就農者の募集は広く町外にも呼びかける必要があり、財政面からも、国や府の制度を活用するとともに、町内での人材の掘り起こしや就農後の定着支援などは農業委員会などと連携して今後とも後継者対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、私から、岡本議員の一般質問にお答えさせていただきました。

あと、課長のほうから答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、岡本議員の一般質問の中の水道料金の値上げ方針についてのところをお答えさせていただきます。

答弁につきましては、先ほど堀町長が申し上げたとおりでございます。

数字等の関係も含めましてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

値上げになった大きな理由でございます。

値上げになった大きな理由につきましては、第1に人口減少であります。

過去5年間の人口推移を見ても、先ほどの答弁にもありましたように、自然減、それから死亡等で100人ペースで減少しているというのが現実でございます。これに伴いまして有収水量の減少が顕著にあらわれていると。

有収水量といいますのは料金収入です。料金収入がだんだん減っているということになりますと、要は、水道使用料の収入が減ることになります。

簡易水道事業につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、独立採算制ということがございますので、できる限りは使用料で賄うということになります。

ただ、一般財源からの基準内の繰り出しという措置をとっていただいておりますの

で、一般財源の繰り入れを行っているということでございます。

これにつきましては、年間約8,000万円から1億円程度は水道料金でございます。これにあわせて起債の償還金がございます。起債の償還金の約半分が基準内の繰り入れとなるものでございます。これを繰り入れていただきながら、残りの半分は料金収入で賄っているというところで、今、簡易水道事業を運営しているところでございます。

財務省、総務省の考え方につきましては、公営企業であります。独立採算制を原則としていることから、繰出基準というものを持っておりますので、これを大幅に超える一般財源からの繰り入れというのはなかなか難しいというのが現在の状況でございます。

和東町の一般財源からの繰り出しを考えながら、ここ10年間の営業費用等を賄えるように、その料金分を値上げしたいと、これが先ほど出ておりました25%の値上げということになります。

次に、国・府からの財源の支援の拡充につきましては、先ほど町長が答えましたように、特別簡易水道、要は、特別簡易水道と申しますのは、施設を何カ所か持って水道施設を運営するというものでございます。

今回、水源を湯船の一元化をしたことによりまして、簡易水道という事業に変わりました。ということで、今後も補助事業制度にのった補助金を受けることができます。

これに伴いまして、若干、今後ありますのは、耐震化やそれから水道台帳等の整備でございます。これを推し進めていく中で、国からの財源を十二分にいただきながら事業を運営してまいりたいということでございます。

ただ、基準外の繰り入れになりますと簡易水道事業自身が赤字会計の運営という形になりますので、できる限り住民の負担も含めながら国・府等の財政支援を受け、健全な運営を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからの答弁は以上とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

私のほうから、岡本議員の一般質問について答弁いたします。

最初に、3. 公共交通の充実について、1番のコミュニティバスの検討状況はについてでございます。

先ほど町長が申し上げましたように、平成29年10月より、南山城村、笠置町、和束町、木津川市加茂駅を往復する相楽東部広域バスが月曜日、水曜日、金曜日、土曜日に4往復便が運行することになりました。このことによりまして、木屋地域の方が利用できるようになり、以前に比べて利便性が高くなりました。

さらに、昨年度には公道を走行できるゴルフカートを購入し、お茶の京都PR号についても京都府より安価が譲り受け、先月、先々月の10月、11月の休日を利用して観光客向けに無償で実証実験を行ってきたところでございます。

担当課といたしましては、この2台を含めた活用方法の一つとして考えなければなりませんので、先般、京都の陸軍支局の方々に相談をさせていただいて、和束町におきます公共交通空白地有償運送制度の許可をいただけるよう進めていきたいというふうに考えております。

次に、(2)の路線バスの運行の改善、路線再編についてでございます。

①の次期ダイヤ改正での利便性の改善の方向についてでございます。

毎年3月にJR西日本鉄道のダイヤ改正が行われております。現在のところ、まだ鉄道の詳細な情報が入ってきておりませんが、まず第一に優先させていただきたいのが、小中学生の登校時間であることと考えております。それに合わせた運行ダイヤの要望、また加茂駅に列車が到着する前に和束町方面へ出発することがないように奈良交通へ要望させていただきます。

次に、②の路線再編の検討、具体化はしているのかについてでございます。

今年6月には町長が申し上げましたように、加茂駅から原山間のバスの運行につきまして、奈良交通と協議を重ねてまいりました。しかしながら、路線短縮後の新路線については新たな補助制度がなく、路線短縮にはさらに財政負担が大きくなるということが予想されますので、町長が申し上げましたように、赤字補填の縮減に向けた協議を奈良交通と進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

以上、岡本議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、まず、消費税の問題についてさきにお聞きしたいと思います。

私は先ほどの質問で町長にですね、いわゆる他人事のような答弁は要りませんからということでお話ししたと思うんですけども、残念ながら、その域を全く脱してないと思うんですね。言われたことは基本的に国が言っていることそのままですし、自分の態度はというと、賛成も反対も控えたいという。これは本当に住民の生活や、また地域経済への影響ということ考えた場合に、そんな態度でいいのかということなんですね。もう決まったことだからって言うふうに言われますけど、実際、この間、安倍政権の中で増税というのは2回延期されているわけですよ。やはり今、全国でも増税に対する国民の声というのは反対は多数です。その中で、やはりこのまま増税していいのかということは、地方や国民の声が決めることだと思うんですね。ですから、町長は、やはり直接地域の住民の暮らしや、また経済に責任を負ってるわけですから、その住民の生活や地域経済にこれはよくないというふうに判断されるのであれば、明らかに反対して、せめてですよ、来年10月からの増税そのものは延期なり中止なりを求めると言うことは当然できることだと思うんです。町長、その辺どのように思われますか。

この間、私、地域をずっと消費税の問題でもいろいろお話を伺う中ではですね、例えば、ある小売をされている方なんかでいえば、仮に増税になった場合でも、そうやすやすと値上げできないということなんですね。やはりお客さんあつての商売ですから、それを考えるとなかなか簡単には値上げもできないし、8%に上がったときも据え置いてきたと。今回上がったとしても何とか頑張るしかないという、そういう声が寄せられておりますし、また、年金暮らしの方なんかでいえば、この間、年金そのものはずっと下がってきております。また、差し引かれる分がどんどんふえております。そういう中で、毎日の買い物等の生活費に係る消費税が上がればですね、とてもやっつけられないという声もどこでも聞かれる声です。こういった声に町長がどう応えるかだと思うんですね。

あと、いわゆる中小業者等へ先ほど支援が云々と言われましたけども、政府は今、増税とともにいわゆるインボイス制度を導入しようというふうにこれで決めておりますよね。これは今まで免税業者としてこられた業者も全て課税業者に網を打つてですね、税金をとろうということなんですね。そうなりますと、やはりこの和東町というのも零細の業者さんが多いわけで、この数年間で本当に多くの店が閉店されたりとかいう事態もありましたけども、今回こういうことになってきますと、より町内の業者さんの経営も大変厳しくなってくると。これを機に閉店をされたり廃業されたりする、そういった動きも加速するんじゃないかという声も聞いております。

こういうことから考えますと、やはり町長として明確に最低でも来年からの増税には反対の意思を示していただいでですね、国に対して、やはり自治体の町として働きかけをしていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

私、最初お答えさせていただいたときに、1、2、3で分かれてお答えをさせていただいたわけなんです、これを関連づけて消費税率の引き上げについて少し触れた点は2において述べております。

といいますのは、増税の影響が大きいと言われている低所得者や地域経済の担い手である中小企業への配慮も必要だと。行っていかなきゃならないと、こういうことを配慮してほしいというお考えを明らかにしております。

それと、もう一つはですね、消費税の引き上げなどは全国民に影響を及ぼす。今、岡本議員も言われておりますので、及ぶことでありますので、国全体でこの対策が必要。一部分じゃなしに全体で考えていかなきゃならない。これを考えて述べさせていただきました。

こういうことを前提にしてですね、これはやっぱり今まで伸びてきたこともありますが、こういっことは最低必要であると、このように私は一歩入れて意見を述べさせていただいておるところであります。

そういうことでありますので、その趣旨をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今、言われた、町長がね、国が毎日のように増税の影響を少しでも抑えたいということで、この間、いろいろと低所得者対策であるとか、中小業者への対策であるとかいう名目で打ち出されることというのは、どれも本当に期限つきであって、何年かたら終わってしまう。しかも本当にそれがそういう方たちに役に立つのかということも大変疑問視されているということばかりですよ。

例えば、軽減税率一つとっても、あれは単に据え置くだけの話ですからね、いわゆるゼロにするとか5にするとかということじゃなくて、単に据え置いて全て全部上が

るわけですね。だから、そういう意味では何の軽減にもならないわけです。

だから、今、町長が言われるそういうことを求めていると言われましたけど、全くどれも対応策になってないわけですよ。こういう状況の中で、じゃあ、なぜ町長ははっきりと態度がとれないのかということなんですよ。

今の現状でいえば反対するしかないと思うんですよ。先ほど来、午前中の議論をお聞きしてまして、例えば、いわゆる地産地消の話であるとか、そういう話がありましたよね。そういうのを通じて地域の活性化していくという話をされていましたが、増税になって地域でそういう消費力が落ちていってですね、また、それを支えている業者さんがどんどん姿を消していったら地産地消どころじゃないんですよ。農家だって結局いろんな全ての農業をする上での経費に全てかかってきますから、経営に対する大変な打撃になるわけですね、基幹産業にとっても。そういうことから考えても、この間、町長が午前中の議論からも、いわゆる茶源郷のまちづくりということを再三言われてますけども、これまで町長なりに努力されてきたそういうまちづくりに対しても大変な打撃になりますし、国からの大きな冷や水ということにしかならないと思うんですよ。

そういう点でいえば、やはり今、町長がとられるべきというのはもう一度だけ聞きますけど、今現段階では賛成できないし、来年10月からはせめて中止して、もっと検討すべきだというぐらい言えませんか。それをはっきり言えませんか、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、二つの点で申し上げますと、今、岡本議員が言われますように、この法律そのものは法律としてあるわけなんです。それを延期するかということは今まで申し上げてきて、今までその法律の施行が延期されてきている。今回の国会の中でも、そう

いったことが大きく議論されてされているわけです。

岡本議員が言われるように、これまでもこれは議論されてきました。私たち1町ではいけませんが、いろんな会を組織連携をしながら、先ほど私が申しあげました内容を危惧されるので、十分この辺のところを配慮してくださいと。この議論の中ではそれをしてください。

というのは、今、岡本議員は、はっきり反対せいとか、もうやめておけとか、こういう形なんですけども、やっぱり国会の議論の場というのものもあるわけですから、その辺の中でそういった議論をしていただく中で、私たちの声を反映してもらおうというこの方法をとったということであります。

岡本議員からすれば適切でないと言われますが、私からすれば、現在、国会で議論されている内容でありますので、その議論の中で我々の声を反映していただくよう声を上げてきているわけであります。

こういった内容については、私どもだけではありません。ほかの市町村とも国とも府とも連携をとりながら進めていると、こういう方向で声を上げているということでご理解いただきたいと思います。その点でご理解お願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長は町長なりに努力されているというお話だと思うんですけども、ただ、やはり本当にそういう生ぬるいことじゃなくて、本当にこれ以上増税になったらどうなるかということでもっと想像力を働かせて、こういうときにはっきりした態度をとれないと国は本気になりませんから、本当に今まで町長なりに努力されてきたことや、また、それに住民の方が努力されてきたことを本当に無にしたいくないんだっただけです、はっきりした態度を今後とっていただきたいということを思いますし、ぜひ繰り返し要請いただきたいと、これは強く要望しておきたいというふうに思います。

次にですね、水道料金の関係ですけれども、まず、一つ町長に聞いておきたいのはですね、先ほど簡易水道の支部長をされているということで、この間、国にも要望してきたというように言われました。しかし、町議会としても9月議会で民営化反対の意見書を上げてきたという経過がありましたけれども、ご存じのように、さきの臨時国会はこういった声を全く聞かないですね。本当にまともな審議もせずに自民党や公明党の皆さん、また維新の皆さんが数の力で強行してしまうという結果になりました。

町長にお聞きしておきますけど、これは今後、国や府に対していろいろ要望する上でも大変大事なスタンスだと思いますので確認しておきますけども、特に今後、国のほうが民営化とかそういったものを上から押しつけてくると。府も含めてですけども、こういった動きに対しては毅然としてそういったものには乗らないと、今後も。そういった態度はとっていただきたいと思うんですけども、それはよろしいですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ご案内のとおり、水道については住民の命にかかわる問題であります。だから、そういったところの責任、この体制というのは非常に重要であります。この辺のところをきちっと認識、理解せずして、私はきちっと見定めた上でしかそういう方法はとれない。法律ができたからといってそうするんだと、そういうことの内容ではないと思います。まず、大事なことは、そういうことができるのは、命にかかわる問題で安心・安全かということを確認できてやれる問題だというふうに思っております。

今後、和東町においても、将来どういう形になるか、その議論抜きにはこの法律どおりの、これはできるだけの話ですから、しなくてもいいわけですから、できるという方法をとればその確認がとれることによって行うということのほかならない。ほか何者もないと思います。そのように理解しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田 勇君）

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

ちょっと微妙な言い回しされてますけどね、いわゆる民営化した場合に安心・安全が守れるのかというのは、基本的には守れないと思うんですね。だからこそいろいろ大きな声も出ているわけで、実際、世界では民営化がされた上でどんなことが起こっているかということははっきりしているわけでありまして、そういう意味では、ちょっと言い回しが微妙でしたけれども、はっきりそういったことには組みさないとという姿勢をぜひ貫いていただきたいというふうに、少なくとも、そういう立場に立っておられるというふうに現時点では確認しておきたいというふうに思います。

その上でですね、先ほど 2020 年度からの 25% の値上げは進めるというふうに改めて言われましたよね。これは私、平成 29 年の 9 月議会のときに一般質問しまして、そのときにいろいろ答弁いただきました。その中でですね、25% というのはまだ決まっていないと言われてましたよ。

それとですね、もう一つ、この値上げをした場合に住民生活にどういう影響があるのかということを知りましたよね、そのとき課長ね。そのとき課長は覚えておられますかね。大変ひどい答弁をされてますね。改めてもう一回議事録を見たんですけどね、こう言っておられるんです。

要は、水は飲まずにして我慢していただいて結構だと思います。節約してほしいと言っておりますと言っているんですよ。要は、値上げが嫌だったら別に飲まなかったいいと言っているんですよ。我慢してくださいと。それだったら値上げしても何の影響もありませんみたいなことを言っておられるんですよ。あとは携帯電話よりは安いとか、電気代よりは安いとか、ガソリン代よりは安いとか、そういうことを言ってですね、まともにこんだけ 25% も上げたらどういう生活の影響があるかということ全く考えてない答弁をされているわけですよ。

あれからですね、また 1 年以上たっておりますけど、今、25% 値上げするのは進

めると言われましたけど、じゃあ、この間に具体的に25%が決まってないという意味で何らかの検討をされたんですか。もう一回検討し直して、どうするんかという意味での検討や、また住民生活に影響はどういう影響が出てくるのかということのを改めてちゃんと検討されましたか。課長、どうですか。

○議長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の岡本議員の質問に対しての答弁をさせていただきます。

確かに、去年の9月議会で同じような質問をいただいております。私も記憶をしております。確かに私のほうからは、飲まなければええという意味じゃなくて節水をしてほしいという呼びかけです。これは携帯電話であろうが電気であろうが光熱水費についても同じように、節水をしていただきたいというのが私の答弁の趣旨でございますので、その辺のところは理解を変えていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

今、和東町のほうで計画しております25%の値上げといたしますのは、平成29年に立ち上げました和東町簡易水道事業経営戦略に基づきまして25%という数字を示しておるところでございます。

現時点ではまだ工事が十二分に完成しておりません。平成32年以降の返済額が出る段階で少なく見積もれるのであれば、そのところは激変緩和するためにでも、若干でもパーセンテージを2回か3回に分けるといような方法もとれることもあるかもわかりません。ただ、現時点ではまだその段階ではございませんので、そのあたりについては改めてご理解願いたい。

それと、あわせまして、住民生活にどのような影響が出るかということでございます。

大体の試算でございますが、今、基本料金で水道を使われておられる方がほぼ1、

700円前後でございます。これが2,000円、約300円から400円ぐらいは軽く上がってしまうという状況にはなるのは現実に考えています。

先ほどの議論にもございますように、うちの条例では消費税も外税になっておりますので、これが8%から10%になりますと、この2%がのってくるということもございますので、2,000円を若干超えてくるというような状況になろうかと考えております。

ただ、一定の整理等が進んでまいりまして、先ほど町長が答弁しましたように、西部水源の配管の整備が残すだけになっております。ここにいかほどのお金がかかるのかということが今後の課題となります。現時点では約10億円という概算が出ておりますので、これがかかってくるとこの値上げについては実行していかなきゃならないということになりますし、若干それが軽減できるのであれば、激変緩和していきながら、経営戦略で出されている今後10年間の経営に合ったような値上げの方向で持っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

先日、水道法の関係のやつが通った後にですね、翌日の新聞報道で府がいわゆる広域連携について検討しているということが載りました。そのときに各市町村の料金というものが一覧になっておりました。

和東町は、南部の地域でいいますと3,456円というふうに書いてありまして、南部では3番目に高い額です。これは府内全域から考えましても7番目に高い額になっております。今でも十分高いんです。だから、これ以上、人口減少とか、そういった給水の減少とかということが理由だというふうに言われましたけど、それは住民のせいですか。それはいわゆる政策的に言ったら行政の責任でしょう。それを人口が減ったから全て負担してくださいというのはおかしいじゃないですかと思うんですよ。

こういった状況から見てもですね、これ以上値上げするという事は本当に命にかかわる、先ほど言いました水は命にかかわる問題と、まさに命にかかわりますよ。先ほど節水してくださいと言われたけど、じゃあ、今は無駄遣いしているんですか。そういうデータでもあるんですか。住民の方は、今、無駄遣いしていると。もっと節水できるはずだという何か具体的なデータでも持ってそういうこと言っておられるのかということをおっしゃっているんですよ。そんなものないでしょう。この前、29年の9月議会でこの25%というのは、課長が言われているんですよ。「経営戦略で算出した机上の数字です」というふうにはっきり言っておられるんですね。だから、もう一度ちゃんとそういう状況も踏まえて再検討すべきじゃないですか。25%は前、決まっていなかったと言っておられたんですよ。もう一回ちゃんと一から考え直して、まずは一回それありきじゃなくて、もう一回ちゃんとこれがどうなのかということを検討することをされるのがまず大事だと思います。

もう一つ、これだけの値上げをあとちょっとで住民にお願いしようかというときに、今まで何ら住民の説明ないじゃないですか。いわゆる経営戦略のね、ホームページに挙げて、しかもまた細かい字で本当に誰が読めるのかというぐらいの小さい字で書いてある。これはB4に伸ばしているからこっだけ見えるだけの話であって、これはA4なんです。そういう見逃していただきたいということがあるのかもしれないけども、それぐらいのことしか情報提供してないと。

さっきの話の景観条例のところでですよ、4年間かけてやってきましたと。説明会もやってきました。景観条例でさえこれだけ町長が言われて、それで私は十分とは思わないけども、それだけやっていることをね、水道料金という、いわゆる命にかかわる問題について一切今まで住民に対して出向いて説明もしてないというね、せめてそれをやるべきじゃないんですか、住民の方からのいろいろ声を聞く上でも。それはどうですか、町長。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この前に私どもの答弁、まず課長の答弁の趣旨というのを一つ理解してご質問いただいたらありがたいなと思います。

まず、一つ、課長も申していますように、私も先ほど答弁してますように、平成29年3月に策定した和東町簡易水道事業経営戦略、今お示しいただいております。それに基づき事務を進めていますので、現時点では2020年度の値上げについて行う方向で事務を進めている。

先ほど課長も、もういろんな分け方とか内容を見て、細かいところを精査して決定すると、こういうように言っていますが、この内容すら決定と受けとめていろいろ質問いただいております。これで1点。

和東町のもう一つの今度の特別な事情があります。それは先ほど課長も答弁しておりました、一つは、早くから水道は大事だということで、一つは、長寿命化に取り組んで、耐震化等に取り組んできました。そして、まだ残すところ少しあるんですけども、よそよりもいち早くそういったものに取り組んでおります。そして、住民の大きな願いでありました一元化の問題も進めてまいりました。こういうことを含めて、まだ、よそのことは言いませんけども、いろんなところには耐震化の問題とか、水道管そのものですね、そういう長寿命化の問題とかなかなかおくらせているところがあります。和東町はやはり水につけては非常にいち早くからこの問題で取り組んでおります。

先ほど金額で申し上げますと、10億円程度これに対してやっていこうという積極性を持っております。こういうことをやっていくと、前の計画で決められた内容が近くなってくるのかなと。先ほど課長も言っていますように、できる限り少なくしていきたい、努力をしていきたい、こういう努力を今、申し上げているところであります。

そういうことですね、先ほどは決めつけられたという内容ですが、住民との戦略を立てるときには相当いろいろ協議をしながら戦略を立てまして、また、当然、この戦略は計画ですので計画に基づいてしますが、実施に当たっては、再度、住民に説明していくべきだと、それは当然のことです。

そういうことを考えますと、先ほども課長も言っていましたように、まだこれは不確定な要素もあるわけでありまして。計画ではそういう方向で今、進めているというのは、我々、この計画を立てた中での委員の皆さん方とか、いろんな方のご意見もいただいておりますので、そういう観点から考えますと、そういった戦略を大事にしながら、それを一つの基本としながら進めてまいりたいと、こういうことですので、その点についてご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる、今、方向性なんだと。だから、決定ではないんだと。もちろん決定は最後に議会がするわけですけども、ただ、行政としての決定でもないんだということですよ。だったらですね、やはり25%という数字も何の根拠もないわけですから、それ自身ももう一度ちゃんと一からちゃんと検討し直すべきだというふうに私は思うんですね。

やはり値上げをすれば暮らしの影響が大きいですけども、今、一方で、いろんな理由もあるでしょうけども、未収金の問題等も抱えておられると思うんですよ。そういったものがやはり払いにくくなっていくということも十分考えられるわけですよ。ですから、そういう意味では水道料金を上げるということは本当に命や暮らしに直結する問題ですから、今、住民に対する説明は当然だと言われましたけど、それは決まってからやるんじゃないんですよ。ちゃんと意見を聞くということが大事なわけですから、そういうふうに言われたんだったら、今後せめて景観条例ぐらいの頻度ぐらい

でちゃんと議論もしていただきたいし、住民のところに足を運んで、こういう考えなんだということをちゃんと伝えるということぐらいはできるはずですから、そこはぜひ今後やっていただきたい。もう少し時間がありますから繰り返しやっていきたいと思えますけども、そこはぜひやっていただきたい。これは決まりじゃないということをごここでちゃんと確認をしておきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

余り時間ありませんので、公共交通の関係ですけども、いわゆるコミュニティバスの関係は余り具体化になってないと思えますよね、今の話では。ゴルフカートの話が住民の足として活用しようかということなのかもしれませんけども、この前、新聞記事にも載っていましたが、まずは住民の足をどうするかということから考えてほしいと思えますよね、観光客も大事ですけども。長い懸案ですから、そこはもう少し詰めていただきたいというふうに思えます。

あと、ダイヤ改正の関係で1点だけ課長に具体的に改善してほしいという点では、前にも言っていましたけども、加茂からの夕方の時間で6時台が一本もないというのは、通学の足であるとかいうものに大きく影響しております。ですので、その埋めのところは今後ぜひ具体化していただきたいと思えますけども、そこはどうでしょうか。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員おっしゃる加茂駅発の6時台の便、奈良交通のほうに、1台、2台の運行でございますので、その中で乗務員の時間等も考慮して考えておられますが、できる限り、和東町の要望を通させていただきたいということで強くお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこはぜひ要望をお願いしたいというように思います。

それと、高校生の通学補助の関係で、今、町長はいわゆる便数の関係と、それと前向きに考えるとは言うておられましたけども、時期はまだ言えないという話をされました。ちょうど1年前に町長にお会いして、高校生の通学費は大変高いと。やはりひどい場合は、バスを利用した場合ですけども、年間に二、三十万円かけて行かなくてはならないという状況を一刻も早く改善してほしいということで要望したと思うんですよ。

それから1年たった中で、これ以上、和東から通学するというだけで、学校にたどり着く前までで大変な額の負担をしているという状況は、町の責任において改善していただきたいというふうに思うんです。これは時期というのもぜひ早急にしていきたいと思うんです。

今、お隣の宇治田原町ではですね、前にも言いましたけども、基本的に全額補助されております。あそこもバスしか交通手段がない中で、大変な負担をされておりました。それを基本的に無償にして高校に行っていただくということで努力をされました。やはりこの峠一つ越えたところでそれだけ努力されているわけですから、和東町としてもそこにも学んでいただいて、学校というのは来年度、いわゆる年度から始まりまますからね、定期を買う上でも大きく影響してまいりますから、ぜひ来年度当初から改善が図れるように、予算との関係もあると思いますけども、前向きにと言われましたけども、そこをもう一步踏み込んで答弁いただけないでしょうか。

町長、いかがですか。

○議長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど課長のほうも私も答弁させていただきました。これはダイヤともトータルのに考えていく必要があるかと思いますので、早急先ほどの検討事項もありますので、それをふまえながら、早急に検討してまいりたいと、このように思っております。

大きく変わってきますのは、先ほどのように年々負担金が非常にふえてきているという状況であります。そういった状況を総合的に考えるということでもありますので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（岡田 勇君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこは本当に大きな問題になっていますので、要は、高校生がそれもあって乗らなくなっているということ自身が負担金をふやすことになっていますので、そういうことも含めてぜひ考えていただきたいし、年度当初から改善されますように強く要望しておきたいというふうに思います。

それで、もう時間もありませんので要望だけにしておきますけども、景観条例の関係でいえば、やはり住民的議論がまだ不十分だというふうに思うんです。これは説明受けましたように、全ての住民の方、事業者、観光客全てに一定義務的なそういったものを付与するという中身になっております。それだけに本当に全ての方に声を届ける中身を伝えていくということ抜きに条例は定着しないと思えますので、前のときには3月ありきではないという話もされていまして、そこはぜひお願いしたいのと、やはり後継者対策というのはやはり景観を形成する上で一番の人の問題ですから、そこはぜひ町として独自の対策を強く要望しておいて、質問を終わります。

○議長（岡田 勇君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後 3 時 5 0 分まで休憩します。

休憩（午後 3 時 4 0 分～午後 3 時 5 0 分）

○議長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、議案第 4 8 号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第 4 8 号の提案理由を申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち相楽西部塵芥処理組合が名称変更したことに伴う組合市町村の名称の変更、その他の規定の整理を行うため、組合理約を変更することについて、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第 4 8 号 京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを説明申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、京都府市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成30年12月12日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を改正する規
約でございます。

朗読により説明を申し上げます。

京都府市町村職員退職手当組合格約の一部を次のように改正する。

第18条中「郵便貯金又は」を削る。別表中「、相楽郡西部塵埃処理組合」を「、
木津川市精華町環境施設組合」に改める。

附則

この規約は、京都府知事の許可があった日から施行し、この規約による改正後の別
表の規定は、平成30年9月13日から適用する。

ということで、資料No.48に新旧対照表を載せさせていただいております。

左のほうは改正後、右が現行でございます。

18条で「郵便貯金又は」を削る。

続いて、別表第2条関係で「、相楽郡西部塵埃処理組合」を「、木津川市精華町環
境施設組合」に変更するということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田 勇君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第48号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は、来る12月20日午前9時30分より本議場で再開いたしますので、参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労様でした。

午後3時55分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

平成 31 年 2 月 15 日

和東町議会議長 岡 田 勇

署名者

和東町議会議員 藤 井 清 隆

〃

和東町議会議員 村 山 一 彦